

令和 7 年 生坂村議会

## 第 2 回定例会会議録

令 和 7 年 6 月 10 日 開会

令 和 7 年 6 月 17 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第20号

令和7年第2回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月29日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和7年6月10日

2. 場 所 生坂村議会議場

# 令和 7 年第 2 回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

1 日目（6月10日）

## ○報告 4 件

- ・専決処分の承認を求めることについて  
(生坂村税条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて  
(生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて  
(令和 6 年度生坂村一般会計補正予算【第10号】)
- ・令和 6 年度生坂村一般会計繰越明許費について

## ○事件案 1 件

- ・建設工事請負変更契約の締結について

## ○条例案 1 件

- ・生坂村税条例の一部を改正する条例案

## ○補正予算案 3 件

- ・令和 7 年度生坂村一般会計補正予算【第 1 号】
- ・令和 7 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】
- ・令和 7 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】

・開会	4 P
・村長あいさつ並びに提案理由の説明	6 P
・報告の朗読説明	9 P
・質疑・討論、報告分の採決	10 P
・事件案の朗読説明	11 P
・条例案の朗読説明	12 P
・予算案の朗読説明	12 P
・総括質疑	14 P
・議案の委員会付託	14 P
・請願、陳情の委員会付託	15 P
・散会	15 P

# 令和7年第2回 生坂村議会定例会

令和7年6月10日 午前10時 開議

## 議事日程

【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告 第2号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村税条例の一部を改正する条例)	質 討 採 疑 論 決
4	報告 第3号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
5	報告 第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度生坂村一般会計補正予算【第10号】)	
6	報告 第5号	令和6年度生坂村一般会計繰越明許費について	
7	議案第32号	建設工事請負変更契約の締結について	総務建経 常任委員会
8	議案第33号	生坂村税条例の一部を改正する条例案	社会文教 常任委員会
9	議案第34号	令和7年度生坂村一般会計補正予算【第1号】	関係部分 委員会付託
10	議案第35号	令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算 【第1号】	社会文教 常任委員会
11	議案第36号	令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算 【第1号】	社会文教 常任委員会
12		総括質疑	
13		議案の委員会付託	
14		請願・陳情等について	
15		請願・陳情等の委員会付託	
16		散 会	

---

出席議員（8名）

1 番 進 藤 彩 君	2 番 望 月 一 将 君
3 番 島 幸 恵 君	4 番 山 本 吉 人 君
5 番 藤 澤 幸 恵 君	6 番 太 田 讓 君
7 番 平 田 勝 章 君	8 番 市 川 壽 明 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 坂 爪 浩 之 君
教 育 長 藤 澤 正 司 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 中 山 茂 也 君	教 育 次 長 藤 澤 保 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 平 林 邦 寿 君	書 記 田 中 翔 太 君
------------------	---------------

---

## ◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。おはようございます。  
村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。  
ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） では、1番、進藤議員の後に、ご唱和をお願いします。

○1番（進藤彩君） （朗読）

○議長（藤澤幸恵君） 着席してください。

---

## ◎開会

○議長（藤澤幸恵君） これより令和7年第2回生坂村議会定例会を開会します。

○議長（藤澤幸恵君） 本日の会議に先立ち、申し上げます。  
6月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。  
また、感染症予防対策のため、適宜休憩、換気を行い、マスクの着用につきましては個人の判断といたします。

○議長（藤澤幸恵君） これから、本日の会議を開きます。

---

## ◎議事日程の報告

○議長（藤澤幸恵君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ◎報告

○議長（藤澤幸恵君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。  
議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。  
次に、監査委員から、令和7年4月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(藤澤幸恵君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 太田議員、7番 平田議員を指名します。

---

### ◎日程2・会期の決定

○議長(藤澤幸恵君) 日程2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月17日までの8日間と決定しました。

---

### ◎提出議案の報告

○議長(藤澤幸恵君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて  
「生坂村税条例の一部を改正する条例」

報告第3号 専決処分の承認を求めるについて  
「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて  
「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」

報告第5号 「建設工事請負変更契約の締結について」

議案第32号 「生坂村移住者田舎体験ハウスの指定管理者の指定について」

議案第33号 「生坂村税条例の一部を改正する条例案」

議案第34号 「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」

議案第35号 「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第36号 「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の報告4件、事件案1件、条例案1件、令和7年度補正予算案3件の計9件です。

---

## ◎村長あいさつ・提案理由の説明

○議長(藤澤幸恵君) ここで理事者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さん、おはようございます。それでは、令和7年第2回生坂村議会6月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今年は例年より遅くまだ梅雨入りをせず、この頃は初夏を感じる暑い日がありますが、これから出水期を迎える、土砂災害、河川の浸水被害などが心配な季節となりました。

議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてご指導、ご鞭撻をいただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、経済産業省から株式会社いくさかてらすに電気の小売免許の認可が下りたことにより、認可後でなければ出来ない各種手続きを進めてまいりましたが、昨日9日に、役場庁舎、道の駅いくさかの郷、学校給食センター、高齢者生活福祉センターの4施設が、中部電力等からスイッチングをして、小売電気供給により稼働を開始したところでございます。

今後、各公民館、民間事業所、民家等をスイッチングしていく、(株)いくさかてらすは電気料の収入増により、健全な経営に向かうとともに、当村の脱炭素化も更に進捗すると考えているところでございます。

また、脱炭素先行地域づくり事業の令和6年度フォローアップにつきまして、6年度の実績は、4月に環境省へ所定の様式で提出を済ませました。

実施内容としては、再エネ設備や省エネ機器の導入効果、電力需要に対する自給率の達成状況、その数値は、需要家数、需要量、再エネ供給能力、省エネによる電力削減量、CO<sub>2</sub>排出削減量などで構成しており、先月30日に担当者との事務ヒアリングを済ませたところでございます。

そして、今年の11月頃には、中間評価を実施し、進捗や効果、地方自治体と国の政策目的の一致などを定量的に検証していただき、その評価結果の公表により、事業継続の条件として、計画通り継続か、一部見直しか、事業の縮小かが、判断されることになっております。

当村が脱炭素先行地域に選定され、実質事業が動き始めた、令和6年度の電力需要に対する、自給率の達成状況のCO<sub>2</sub>排出削減量、実質ゼロの民生部門達成率では当村は13パーセントがありました。

因みに、第1回と第2回の脱炭素先行地域に選定されました45地域の令和5年度の再エネ自給率の達成状況は、昨年度公表されておりまして、当村の13パーセント以上の地域は10箇所しかなく、長野県では松本市が1.7パーセント、飯田市が4.8パーセントですから、当村の達成率は良好な数値と考えているところでございます。

先月29日には、令和7年度第1回生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業評価委員会を開催いたしました。

最初に、生坂村脱炭素先行地域づくり事業の事業実施期間、事業目的、事業対象地域、事業の実施体制、全体事業の概要について説明させていただきました。

続いて、令和6年度に実施しましたPPA事業、省エネ機器等導入補助、木質バイオマスストーブ導入補助、公共施設への省エネ機器導入・LED化改修調査設計委託、公共施設へのペレットストーブ導入、古民家断熱改修補助、公共施設等のEV充電器・充放電器導入、公用車のEV

化・カーシェアリング、村営バスのEV化、やまなみ荘へのボイラー・チップ庫新設、生坂ダム小水力発電施設調査設計、自営線マイクログリッド構築、デマンドレスポンス需要管理システム、いくさか「創造の森」オフグリットハウスZEB設計事業の進捗状況を報告いたしました。

民生部門の電力消費量に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの取組について、令和6年度までの「実質ゼロ」の達成率、（再エネ等の電力供給量+省エネによる電力削減量）÷民生部門の電力需要量=13パーセントになったと説明いたしました。

令和7年度の民家オンサイトPPA、民間施設オンサイトPPA、公共施設オンサイトPPA、オフサイトPPA、公共施設省エネ機器・LED導入、生坂ダム小水力発電導入、自営線マイクログリッド、公共施設バイオマス熱利用、村営住宅ZEH化等の工程についても説明いたしました。

委員各位からは、「マイクログリッドの考え方は、下水道整備に例えられ、安定した電力供給インフラの整備として評価されました。」

また、「インフラの整備が進むことで、利用促進とさらなる普及へつながる好循環が期待される」などの意見も頂戴し、委員各位からは、概ね高い評価をいただいたと感じております。

この度生坂村は、昨年度に引き続き、観光庁 第2のふるさとづくりプロジェクトに採択され、本年度もいくさか『創造の森』をフィールドとしたツアープログラムを実施いたします。

この取組は、国の実証事業として、事業費の100パーセントを「先駆的事例創出」ということで交付していただきます。

昨年度から開始されたこの「旅するいきもの大学校！」事業は、ネイチャーポジティブに関する講座を5回に渡って開催し、述べ200人以上の方が繰り返し来村され、その殆どの方が首都圏からの参加者でして、その皆さんを村の関係人口である公式自然研究員に認定させていただきました。

そして、今年の1月27日に観光庁の「第2回サステナブルな旅アワード」の特別賞を受賞したところでございます。

当村のこの取組は全国的にも注目されており、今年の2月には内閣府が「地方創生とネイチャーポジティブ等の総合的解決に向けた調査」のために当村に視察に見えましたし、当村の脱炭素先行地域づくり事業という先進的な取組も評価されているところでございます。

今年度は生坂村観光協会が事業主体となり、宿泊を伴うツアープログラムを9月より半年間行っていく予定でございます。

里地里山の維持・回復に興味がある首都圏の企業の参加者が多いようで、昨年度の講座形式の取り組みを継続しながら、公式自然研究員による分散型自立組織DAOによる自走化できるしくみを構築していくことになり、生坂村の観光事業の底上げのためにも、この取組を進めてまいりたいと考えております。

今定例会に計上させていただきました「地域活性化業務委託」としての委託料等につきましては、総務省の「地域力の創造・地方の再生」の一環の「地域活性化起業人」制度を活用したいと考えております。

それは、都市部に所在する企業等と地方圏の地方自治体が、協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組であります。

また、社員が副業として、または退職したシニアも活用可能であり、企業派遣型と副業型の両方を取り入れたいと考えております。

この制度の委託料等は全額特別交付税で交付されることになっております。

当村としては、当予算をお認めいただいた後、公募を行い、まず、生成AIを当村の行政分野と教育分野に活用したいと考えております。

その他にも、脱炭素先行地域づくり事業、防災・減災対策、Uターン、移住・定住対策にもご指導、ご支援をお願いしたいと考えているところでございます。

今年度の村政懇談会は、5月16日(金)の古坂区を皮切りに開催しており、丁度半分の区が終了したところでございます。

続いて今週13日(金)から26日(木)の小立野区までで、10区を終了する予定でして、また昨年度と同様に、今月28日(土)には、村民会館講堂において、午後2時から子育て世帯を対象に託児所を設けて開催させていただき、Web会議システムのZoomでも参加していただくように予定しております。

今後も、村民の皆さんのご意見、ご要望等の把握に努めるため、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位及び区長会などの各種会議や、頼りにされています地区担当職員、地域支援等のいくさか大好き隊員からも、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握している状況ですので、引き続き村民の皆さんとの対話を重視した村政運営と情報公開の取組に努めてまいる所存でございます。

今年度の県の「地域発 元気づくり支援金」を有効活用して行います各種事業は、村名申請の1件と団体申請の2件が採択されました。

採択いただいた3事業の支援金は627万8000円でして、総事業費837万4000円により各種事業を実施するために、今定例会に関係予算を計上させていただきました。

この元気づくり支援金事業によりましても、村民の皆さんのが協働による取組を行っていただき、地区、村の活性化、村民の皆さんの生きがいづくりに結びつき、村内外に生坂村の取組を発信していただきたいと考えるところでございます。

今年度も第6次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画を実行計画として、生坂村の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のため、さらに脱炭素先行地域づくり事業をはじめ各施策を進めることにより、多くの課題を解決または方向性を見出していきたいと考えている次第でございます。

そのためには、村民の皆さんのが絆を大切にして、地区、村を守り育てていこうという責任感を共有していただきますとともに、村政運営に対して、引き続きのご理解とご協力をお願いしながら、協働による村づくりを継続していかなければと考える次第でございます。

どうか、議員各位に於かれましても、生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出させていただきました議案は、報告4件、事件案1件、条例案1件、予算案3件の計9件でございます。

#### 報告第2号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は「生坂村税条例の一部を改正する条例」で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

#### 報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

#### 報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」で既定額に3900万2000円を追加して総額を33億400万円とする補正予算の専決処分であります。地方交付税、譲与税、各交付

金その他の歳入額の決定と、それらに係る歳出予算を補正するもので、主な内容は、歳入で地方交付税1億7711万2000円を増額し、寄附金を2870万4000円減額しております。

歳出では、総務費で4025万8000円を増額しております。

#### 報告第5号 「令和6年度生坂村一般会計繰越明許費について」

この報告は、令和6年度生坂村一般会計について 地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

#### 議案第32号「建設工事請負変更契約の締結について」

この議案は、生坂村防災行政無線（同報系）デジタル化改修工事に係る請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び、生坂村議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第33号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」

この議案は生坂村税条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分について改正を行う条例案であります。

#### 議案第34号「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に6936万8000円を追加して総額を36億7136万8000円とし、地方債の限度額を2750万円追加する補正予算であります。

主な内容は歳入で地方交付税1108万7000円、県支出金1663万9000円、諸収入819万7000円、地方債2750万円を増額し、歳出では、各款において人事異動等による人件費の補正を行い、総務費2110万4000円、民生費376万1000円、農林水産業費 3861万円、土木費381万1000円を増額する補正予算となっております。

#### 議案第35号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に319万円を追加して総額を2億6169万円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で国庫支出金319万円を増額し、歳出では総務費で319万円増額する補正予算であります。

#### 議案第36号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に90万8000円を追加して総額を3520万8000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で繰入金90万8000円を増額し、歳出では総務費で90万8000円増額する補正予算であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長(藤澤幸恵君) あいさつ並びに提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎日程3・報告第2号

○議長(藤澤幸恵君) 日程3・報告第2号 専決処分の承認を求ることについて

「生坂村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程4・報告第3号

○議長（藤澤幸恵君） 日程4・報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程5・報告第4号

○議長（藤澤幸恵君） 日程5・報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長（藤澤幸恵君） 報告第2号から第4号の報告3件について朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。

質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 次に討論はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） なければ質疑・討論を終結します。

---

## ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) これより採決に入ります。

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村税条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## ◎日程6・報告5号

○議長(藤澤幸恵君) 日程6・報告第5号「令和6年度生坂村一般会計繰越明許費について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長（中山茂也君）（総務課長 朗読説明）

○議長(藤澤幸恵君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長(藤澤幸恵君) この報告第5号「令和6年度生坂村一般会計繰越明許費について」は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

○議長(藤澤幸恵君) ここで換気のため休憩をとります。

再開は11時10分とします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

---

### ◎日程7・議案第32号

○議長(藤澤幸恵君) 再開します。

日程7・議案第32号「建設工事請負変更契約の締結について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長（中山茂也君）（総務課長 朗読説明）

○議長(藤澤幸恵君) 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程8・議案第33号

○議長(藤澤幸恵君) 日程8・議案第33号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君）（住民課長 朗読説明）

○議長(藤澤幸恵君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程9・議案第34号

○議長(藤澤幸恵君) 日程9・議案第34号「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長（中山茂也君）（総務課長 朗読説明）

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。  
○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。  
○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（真島弘光君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。  
○振興課長（真島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（藤澤保君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。  
○教育次長（藤澤保君） （教育次長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程10・議案第35号

○議長（藤澤幸恵君） 日程10・議案第35号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】」を議題とします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。  
○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程11・議案第36号

○議長（藤澤幸恵君） 日程11・議案第36号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第1号】」を議題とします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。  
○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

## ◎日程12・総括質疑

○議長(藤澤幸恵君) これより日程12・総括質疑に入ります。

議案第32号の事件案1件、議案第33号の条例案1件、議案第34号から議案第36号までの予算案3件、計5件について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

---

## ◎日程13・議案の委員会付託

○議長(藤澤幸恵君) 次に、日程13・議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただ今、議題になっております議案第32号の事件案1件、議案第33号の条例案1件、議案第34号から議案第36号までの予算案3件、計5件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 異議なしと認めます。

よって、5議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

## ◎日程14・請願・陳情の提出

○議長(藤澤幸恵君) 次に日程14

請願7第2号

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願

請願7第3号

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願

請願7第4号

県立木曽病院での分娩継続及び麻酔科医・産科医の確保を求める請願

陳情7第2号

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情

陳情7第3号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情

---

## ◎日程15・請願・陳情の委員会付託

○議長(藤澤幸恵君) お諮りします。

ただ今、議題となっている 日程15の請願3件、陳情2件の内容は、お手元に配布のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して 審査願うことにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 異議なしと認めます。

よって、日程15の請願7第2号、請願7第3号、請願7第4号、陳情7第2号、陳情7第3号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

---

## ◎散会

○議長(藤澤幸恵君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日11日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。本日はこれにて散会します。

○議長(藤澤幸恵君) 起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午前 11時55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年6月10日

議長 藤澤幸児

署名議員 久田義徳

署名議員 幸田勝章

# 令和 7 年第 2 回 生坂村議会定例会議事録（6 月定例会）

2 日目（6 月 11 日）

○一般質問 7 人

・再開	4 P
・会議録署名議員の指名	4 P
・一般質問	4 P
太田譲議員	4 P
望月一将議員	11 P
進藤彩議員	22 P
山本吉人議員	26 P
平田勝章議員	31 P
市川壽明議員	38 P
島幸恵議員	43 P
・散会	55 P

# 令和7年第2回 生坂村議会定例会

令和7年6月11日 午前10時 再開

## 議事日程

【2日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		議席の指定	
3		一般質問	
		散会	

---

出席議員（8名）

1番 進 藤 彩 君	2番 望 月 一 将 君
3番 島 幸 恵 君	4番 山 本 吉 人 君
5番 藤 澤 幸 恵 君	6番 太 田 讓 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 市 川 壽 明 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 坂 爪 浩 之 君
教 育 長 藤 澤 正 司 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 中 山 茂 也 君	教 育 次 長 藤 澤 保 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 平 林 邦 寿 君 書記 田 中 翔 太 君

---

開議 午前10時00分

○議長(藤澤幸恵君) 起立。礼。着席してください。

---

◎再開

○議長(藤澤幸恵君) これより令和7年第2回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(藤澤幸恵君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、感染症予防対策のため、適宜、休憩、換気を行い、マスクの着用につきましては個人判断とします。

○議長(藤澤幸恵君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

---

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(藤澤幸恵君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 市川議員、1番 進藤議員を指名します。

---

◎日程2・議席の指定

○議長(藤澤幸恵君) 6番 太田議員の議席は、会議規則第3条3項の規定により、ただいま着席の議席とします。

---

◎日程3・一般質問

○議長(藤澤幸恵君) 日程3・一般質問を行います。順番に発言を許します。

最初に6番 太田議員。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) 6番 太田譲です。この3期目に入り初めての定例会ということで、これまで3期目だからといってこれということではなく、今までどおり自分の思ったことをしっかり活

動に生かしていく4年間にていきたいと思いますので、行政の皆様引き続きよろしくお願ひいたします。

これまで、住民の方から様々な意見をいただいたり、特にこの今回の選挙期間中ですね、本当に多くの方からいろんなご意見をいただく機会がありました。そういう声を拾う作業というのは議員として当然必要なことありますし、私もなるべくそういうつもりで今まで活動してきましたが、今回の選挙を機にこれからもう少しもっと力を入れて、そういう聞く姿勢などをしていく必要性もあるんだなと感じましたので、そういうものを一般質問等に反映して、行政がさらに良くなるように、村が良くなるように質問をしていきたいと考えております。

これまで、私は観光を利用した交流人口の増加であったり、U I Jターン、移住、Uターン、そういうものにも繋がればということでいろいろやってきました。その中で今回も通告に基づき質問をしていきたいと思います。

初めに1つ目の質問ですが、スクールバスについてということで質問をします。

スクールバスの主な目的は、児童の安全な登下校を確保する通学支援であると思います。特に当村のように南北に、学区というか地区が長くあり、学校まで遠距離通学になってしまいます。その通学短縮も兼ねてそういうスクールバスの運行をしていると思います。中には以前、「いくりん」に児童を乗せてスクールバスは廃止をしてもいいんじゃないかというような意見もあったこともありました。私は山間地域での子育て支援、通学児童の安全確保の観点からスクールバスは必要な支援だと考えています。そのスクールバスは、現在40人乗りバスを利用して運行していますが、故障中のため現在は、村バスを代用して運行している状態です。

故障箇所と修理を中断している理由をまずお聞かせください。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 太田議員のご質問にお答えします。

スクールバスは、議員言われますように、児童が安全に通学できるためには必要な支援と考えます。現在のスクールバスは導入してから17年が経過し、これまで毎年点検・修繕を行いながら運行を続けてまいりました。しかしながら、車体フレーム部分に錆など、深刻な腐食が見つかり、安全面および法的な基準を満たすことが困難となったため、今回の車検を通すことができない状況です。

このことにより現在のスクールバスは継続して使用することができないため、代替車両として、村で所有しているバスで対応しています。今後の対応としましては代替手段を検討していくたいと思います。以上、答弁といたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。

17年使用して毎年の修理等々この辺は私もある程度把握はしているつもりです。車体の方がどうしても損傷が激しくなってきたということで安全に運行がなかなかできない、車検等、厳しい状況ということであればこれは致し方ないことだと思います。今後代替を考えてということで今答弁いただいたんですが、その今後バスをどのように考えているのか。

先ほど私も少し話しましたが、そういうバスはなくして「いくりん」とかそういうもので代用していくこともできるんじゃないかというような意見もありますし、同規模のバスにするとか、また、今、村でも脱炭素先行地域づくり事業をやっている観点から、スクールバスもEV化にし

ていく考え方があるのかとか何かその辺具体的な話がもし今後バスをどのように考えているか方向性がもしあればお答えいただければと思います。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 再質問にお答えいたします。

今後スクールバスをどのように考えているかというご質問に、本村のスクールバス運行については小学校3校から現在の生坂小学校1校に統合されたときに南北に長い地理的条件から、遠距離通学となる南・北からそれぞれスクールバスを運行することになったと承知しています。そうしたことに加え、現在では児童の通学時の安全確保という観点からも、スクールバスの必要性と重要性ということが広まっています。

議員言われますように本村の地理的な要因、児童の登下校時の安全確保という観点からも、スクールバスの運行は欠かすことはできない支援だと考えています。今回スクールバスの故障により、専用スクールバスの運行ができないことはご心配をおかけしているところですが、今年度中は村で所有するバスでの運行を行い、今後の運行については、議員からありますように、路線バスの利用は難しいと思いますし、スクールバスは更新を前提に更新に当たっては、バスの大きさや財政負担も考え、検討を始めていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁ありがとうございます。

今年度は、今の村バスを利用してということで、その後に向けていろいろ検討を進めていきたいということですけれども、今後、スクールバスの利用者はその年により多い少ない上下はあると思うんですけれども、参考までにこの令和7年度4月時点でのスクールバス利用者数ですね、から見ると北方面が13人、南方面が23人。これ4月現時点でのでも。多少前後はあると思いますが、こういう数字が出てます。

これを大きく上回る可能性は、しばらくの間は少ないかなというふうに私は感じています。また、現在使用しているバスは、ちょっと全長9メータークラスというふうであり、車幅ですね、車幅もワイドボディーと同じ大型車と同じぐらいの幅ということで、非常に大きい車体となりますので、細い道を運行するには対向車とのすれ違いも困難で、今後の児童数等、そういう路線のことも考えると、オーバーサイズなのかなというふうに思います。

そういう面で総合的に判断すると、中型バスタイプが有力なのかなと。中型バスタイプになると33人乗りというのが、大きいサイズだとマックスでそのぐらい乗れるようなやつがあるんですけども、そういうものを検討していただくっていうのはどうなのかなと。先ほど次長の方から答弁もありましたように、児童の安全の確保であったり、そういうことを考えると、今のスクールバスの運行路線よりも今住民、子供、児童が多く、住まわれているところは、ちょっと奥に入ったところが増えてきている傾向もありますので、そういう細かいところまでいけるようなことを、少しサイズを小さくして考えれば、今も行っていない宮ノ上団地ですとかそういうところも今までも大きなバスでは行ってたんですが、なかなか他のすれ違いとか、安全運航の確保という面ではちょっとリスクがあるかなと思っておりますので、そういう小さいタイプの購入を視野に入れて検討していただきたいということを提案いたしますが、どうでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長(藤澤正司君) 6番 太田議員の再質問にお答えをいたします。

バスの大きさと運行範囲についてのご提案がありました。

先ほど次長の方からもありましたし、議員からもありましたように、本村の地形的な要因、また児童の登下校時の安全の確保という観点からも、スクールバスの運行は欠せないということを支援だということも私も承知をしております。そうしたことでの今回のスクールバスの故障には大変ご心配をおかけしているところであります。

バスの更新に当たりましては、バスの大きさも検討しているところであります。今後の児童数は大幅に増えることは期待できないのが現状であります、ただいま議員からのご提案で、33人乗りのバスがあると、そういったことではありますので、こちらで検討しているのは40人乗りか、マイクロバスになってしまふんですが、ちょうど33人乗りというご提案でありますのでその辺も含めまして、大きさについては検討してまいりたいと思います。

それから運行範囲についてのご提案であります。日岐宮ノ上団地までと拡大するはどうかという点につきまして、特に朝になるんですが、北方面も含めたルートや所要時間、それから今後の児童の所在する地域、それと学校の始業時間との兼ね合いがありますので、どこまでの支援が必要かということも含めまして、運行範囲の拡大についても検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) 答弁いただきました。前向きに検討していただけそうな答弁いただいたのでぜひ検討していただきたいんですが、その33人乗りになってくるともう車幅も普通の乗用車のちょっと広いタイプと変わらないですし、長さも7メーターぐらいなので、今のスクールバスよりは2メーターほど短くなります。リアタイヤから後ろが少し延長されるボディー構成になるので、若干お尻の振りとか、そういうところは気になる点はあるかもしれません、細い道路に対しては、全然問題なく通行できるかなというふうに思います。

また、路線は、やはり学校とかその児童の居住されている地域に応じて、当然検討することで、これは試しに今宮ノ上団地が結構子供が多いなという印象があったので、昔は行ったケースもあったのでたまたま提案させていただきましたが、その辺もね、ぜひ児童の安全確保とかそういう子育て支援という面でも、親御さんからも喜ばれることだとは思いますので、そういうのも含めていろいろ検討をしていっていただけたらなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。農業公社の農業機械のレンタル事業についてということで質問をさせていただきます。生坂村農業公社では、小規模農家が高価な機械を購入して、少しの稼働では、負担が大きい状況もありますし、農業機械を持たなくても、やりがいを持って農業を行ってもらえるようトラクターを始め十数種類のレンタル事業を行っていると思います。借りる人の対象としては専業農家の方も借りるでしょうし、趣味・兼業で農業をされる方まで様々かと思います。

この、まずこの事業の受付方法、また利用頻度についてお伺いいたします。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 6番 太田議員の農業公社で管理している農業機械レンタル事業の受付方法について、また利用頻度についてというご質問にお答えいたします。

受付につきましては、農業公社で行っており基本的には農業公社に行って予約簿に記入をしていただいておる状況でございます。

各機械レンタル件数についてですが、トラクター20馬力60件、トラクター15馬力2件、運搬車9件、手押し運搬車2件、大型ハンマーモア5件、小型乗用モア34件、スピードスプレーヤー31件、管理機5件、わら切りカッター13件、グレーンタンク2件、刈り払い機3件、草刈機1件、ミニバックホー36件というような状況となっております。以上、答弁といたします。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) ありがとうございます。受付方法は予約簿に利用者が来て、そういう紙に記入ということで、レンタル件数も今、ざっと今答弁いただいたの頑張って控えさせていただきましたが、結構使われてる方も多いなという印象であります。

この予約簿を来て書いてもらうっていうときには、例えば自分がトラクターをもし借りようとした場合に、そのトラクターがいつ誰がどこで借りるっていう予定がその来た人もわかるようになつてはいるんでしょうか。それをちょっと教えていただければと。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 再質問いただきました。

公社の方では平日予約を受けているというような状況でございます。その予約簿に名前が記されておりまして、その予約状況により運営等行っておる状況でございます。以上です。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) そうですね。運営は公社の方でそれやってるんですけど、借りに来た人が、例えば6月25日に借りたいなと思って来たときにその予約簿を記入するときに、この日はもうこの物は使われ、誰か予約が入ってるんだなっていうことが把握できるのかどうかっていうことをちょっと聞きたかったんですけど。すいません。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) それでは再質問いただきました。すいません。その予約簿に日付が書いてありますて、その状況でお借りする方もそれを見ながら借りていただくというような状況です。以上です。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) 来た人が借りるときには自分の目的のものがその日使いたい日に空いてるかどうかはわかるということということですね。はい、ありがとうございます。

この事業をすごく僕はいい事業だと思ってるんですけども、この事業を行う上で何か課題とか何か問題というのはあるのでしょうか。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 再質問にお答えいたします。

この事業を行っていく上での課題というか、でございますが公社で行っています機械のレンタル事業につきましては、様々な機械の種類がございます。機械をお借りする方の中には、初めてその機械を使う。それからまた年に1、2回というような方もいらっしゃいますので、機械の操作を含めて公社の職員が使用につきまして、使用方法などについて説明をして作業をしていただいている状況でございます。

お借りした方もその機械の操作に慣れてきますと、作業の時間を短縮、そういうことでギアを上げてしまったりとか、あとセンサー、センサー類を勝手に操作して、操作してしまうような傾向がありまして、そのような影響で機械の不調等に繋がる可能性があると思われる状況でございます。以上です。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) すいません。答弁ありがとうございます。再質問なんんですけど、そういう一応、不慣れな方も使えるように、公社の職員の方がまず指導、扱い方のレクチャーをしてから貸し出しをするようになるということで、そのときに諸注意等は、やってるとは思うんですけども、その後先ほど言われたような慣れてきちゃうと、少し扱い方が荒くなる可能性があって故障などのトラブルがあるっていうことなんんですけど、もしその故障とかした場合もそうなんですけれども、なんかそういう取り決めみたいのは、あるんですかね。はい。再質問です。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) それでは再質問にお答えいたします。

レンタル事業を行う前に、農業公社におきましては、生坂村農業公社「農業機械の貸し出しに関する要領」というものがございまして、そこに誓約書がございます。その誓約書に記入をしていただいて現在運営を行っているような状況でございます。以上です。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) 一応そういう誓約書をとってレンタルに出していると、この間そういう先ほど冒頭にもお話しましたけど、いろんなところから、いろんな話を聞く中で私のところにもその機械の取り扱いですか、レンタルの取り決めを、どうしてもなかなかちょっと破ってしまうというかね、守らない利用者がいて、ちょっと困っているんじゃないのっていうような話も入ってきました。

レンタル事業を管理しているのは、当然今、答弁にもあったように農業公社になるんですけども、機械の所有者というかね、所有しているのは基本村のものがメインになってきますので、その近年そういう利用者も多い中で出てきているこの問題とかトラブル・故障などについてとか、そういう借り方とか利用のマナーについて、村としてどういうふうに考えているのかお伺いしたいんですけど、村長お願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番 太田議員の再質問にお答えをいたします。所有者である村としてどう考えているかということでございますが、先ほど振興課長答弁したように無理な操作を行う傾向がありますので、借り物という意識をしっかり持っていただいて、故障や破損を防ぐため無

理な操作は控えていただきたいと思っております。また予約の重複や他の利用者への影響を防ぐために、返却時間は厳守していただき、やむを得ず遅れる場合は必ず早めに連絡をしていただきたいと考えております。

レンタルの農機具というものは、村内の多くの農家の皆さんが使う共有財産でございますので、次の人が気持ちよく使えるよう、丁寧に扱っていただきたいと、私は考えております。以上、答弁といたします。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) 答弁いただきました。本当におっしゃるとおりだなと思います。やっぱり、こういうレンタル事業、特に農機具ってなかなか他でやってるところってないんですよね。どうしてかというと先ほど言われたような問題が出てきたり、不慣れな方も使うっていうことがやっぱり一番の理由になってきて、故障のリスクであったりとかそういうものがつきまとってくるから、レンタル事業をやっていないとか、辞めちゃったところが増えているんだと思います。

専業から小規模農家まで、とにかく幅広く農業を行う方への支援として非常にこれは良い事業だと、本当にさきほど冒頭から言っているように思っているので、多くの村民に利用してもらうために、その扱い方を理解して、利用しないと故障や破損をしてしまうと、もしぬく予約が入っている人がその日に使えないとか、そういうような、今度は他の利用者に迷惑がかかってしまうっていうのは、もうこれ本当に、一生懸命ね、整備してくれたり指導してくれる公社の人たちの負担を考えるとやはりそういうところのマナーというのは、しっかり守っていく必要があるんだなと思います。荒っぽいと、そういう事故などのリスクも高まってしまいますので、これを機にというか、今回そういう事例も入ってきてることですし、予約システムですとか、利用の条件、誓約書をいただいているようですけれども、その辺の内容等も、再考して新たなルールを今の時代とかこの利用者の状況に合わせて変更したり、改良していくのも必要ではないかなと、みんなが気持ちよく機械を利用していただけるような仕組み作りをやっていったらどうかなというのは、思うんですけども、それについて再質問の答弁お願ひいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 太田議員の再質問にお答えをいたします。

新たなルールを作ることはどうかということでございますが、先ほど振興課長も答弁いたしましたとおり、予約の際には誓約書へまず必要事項等を記入してもらってますが、全員の方からもらうことができないというようなことも、農業公社から聞いております。

また、今後は誓約書への記入の徹底や、農業公社の農業機械の貸し出しに関する要領に基づいて運用したいということを言っていました。

予約方法につきましては、基本は農業公社に先ほど言ったように直接来ていただいて、予約簿に記入してもらう方法を行ってきました。どうしても来られない方は、電話予約もできるということでございます。

また、予約システムなどについては、急な予約や休日に予約が入る場合には、対応できなくなる可能性がありますので、今のところ現在の予約方法を運用していきたいと農業公社は答えておりました。

農業公社、農業機械の貸し出しに関する要領と予約方法、現状の予約方法で運用したいということでございますが、今の議員のご指摘も含め、課題もありますので、農業公社と協議をして、

村民の皆さんに新しいルールを必要なのか、検討しながら今までの農業機械に関する要領で運用していくことも啓発してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○6番(太田譲君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○6番(太田譲君) 答弁いただきました。そうですね。今までのルールでなるべく使う人がこれを新しく変えることによって、また使いづらくなるのも良くはないと私も思ってはいますが、その辺も踏まえて公社の方も現状のことでもう少ししっかり徹底してっていうことであると思うんですけども、とにかく使う方の使い方というか、そういうのも一番大事になってくる事業になってくるのでその辺しっかり利用者の方に、その辺の旨を伝えていただくとか。指導するときに本当にこれは絶対にもうこれ以上上げないでくださいとか。ローギアのままで必ず使ってくださいねとか。上げるときには必ず1回こちらに言っていただきたいとか。その辺上げても扱えるような技術的なものが、ちゃんと備わっているのかどうかを、ちゃんと公社が確認してからじゃないとそういうことはできませんよとか。そういうようなこととか、それをどうしても利用者によってはなかなか守らない人もいるかもしれないですけれども、それで故障したときにはしっかりその故障の保証もしてもらうとか、その辺はしっかりやっていかないといけないとは思いますので、なるべく皆さんのが使いやすいものを維持しつつ、みんなが気分よく使えるような仕組み作りを協議していくだければなということを思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は今回この2点について全て質問を終了しますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、2番 望月議員。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 2番 望月一将です。通告に基づき一般質問を行います。今回は大きく4つのテーマで質問を行います。初めの2つのテーマは国の法律に基づく生坂村への影響について、を問うもので、少々大きなテーマではありますが、村の実情に即して質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、地方自治法改正による国の指示権拡大が生坂村に及ぼす影響について。令和6年通常国会で、可決成立した地方自治法の改正により、国民の生命や安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、地方自治体の措置が不十分と判断される場合に、国が必要な指示を行うことができる新たな規定が創設されました。この改正により本来村が行う自治事務であっても、国が直接関与する可能性が生じ、小規模自治体である生坂村にも大きな影響があると考えられます。本改正を受けて、村の認識、対応方針、住民への説明責任について確認します。以下2点について質問いたします。

1点目、今回の改正で創設された重大な事態における国から地方自治体への指示について、村長はどのような状況を想定し、どのように受け止めているか。

2点目、国による指示と生坂村の独自判断の関係について、地方自治体としてどのように整理しているかを総務課長に伺います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 望月議員の質問にお答えをいたします。

令和6年度の地方自治法の一部改正の中で、望月議員ご指摘の重大な事態における国から地方公共団体の指示についてでございますが、国民の安全に重要な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針の検討等を行うため、各大臣または都道府県知事、その他の都道府県の執行機関は、地方公共団体に対し、資料または意見の提出を求めることができること、また、国民の安全に重大な影響を及ぼす、事態の規模、対応等を勘案して、国民の生活等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があるときは、各大臣は閣議の決定を経て地方公共団体に対して当該措置を的確かつ迅速に実施するため、講すべき措置に関し必要な指示をすることができること等が掲げられております。

望月議員ご質問の、どのような状況を想定し、どのように受け止めているかとの問い合わせでございますが、まず想定する事態として、当村のみならず、広範囲で発生します大規模災害や私達の生活を一変させました感染症、また、局地的に発生する恐れのある地震・豪雨などの災害が考えられ、受け止め方としましては、そうした事態が発生した際は、事態の迅速的確な対処には、国、県、その他執行機関との協議連携は必要不可欠であると考えております。以上答弁といたします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 2番 望月議員のご質問にお答えをいたします。

国の指示と当村の独自判断についてというご質問でございます。先の村長の答弁にもありましたとおり、安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際は、迅速かつ的確な判断と対応が必要であると考えますので、現地での早期の判断と対応が望まれると思います。

対処する過程では長期化が考えられますので、国の必要な指示については、その事態の現地の状況に応じた対応としたいと考えます。十分な協議を行うものとしてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。再質問をいたします。

先ほど村長の答弁にありましたとおり、広域的な危機的状況や、感染症の大流行、大規模災害において、こういった閣議決定によって必要な指示が講じられるところで、そういうふうに村長はお考えのようですが、1点、私が考えるのは、緊急事態においては地域の実情をよく知る自治体が行うことが、大前提かなというところで私は考えております。

例えば、国が閣議が緊急事態と判断をした場合でも、村民や住民の実情や声を踏まえて、国の指示と異なる判断を行う可能性というものが、あるのかどうか。また、こうした、判断を行うにあたっての経緯や、その是非等を議会や住民に対する説明としてどのように果たしていくか、お伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

どのような状況ということで、先ほど答弁したように大きな大災害、また新型コロナウイルス感染症のような国が、世界が大きな影響を受けた、そういう状況でございますので、地域、生坂

村の実情もございますけれど、国・県と連携して行うこと、また、村独自での対応というのはやっぱり国・県との対応に準ずるものがあると考えていますので、そのわざわざ異なる対応はないのではないかと。その大きな災害によっては局地的なものもございますね。そのときは、国・県からの当然支援も必要です。そういうこともあり、生坂村自体で国と県と違ったような対応をとることは、ほとんどないと私は考えます。以上答弁といたします。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。独自の対応も、国と県とは異なる対応というものが起こり得ないというような答弁だったと思うんですけども、そういった場面も確かにあると私は思います。ただ、地方自治法の中では、国と地方は、対等の関係に立つというふうに明記されておりまして、各自治体の自主性や自立性の観点からも、丁寧で柔軟な対応が必要と考えますので、起こらないに越したことではないのですが、これに該当するような災害や災害等が起きた場合にはそういった対応をよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回のこの法改正については、この先の議員活動においても重要なものになると考えておりますので、今後のこととも踏まえて質問をいたしました。この地方自治法改正と並んで、農業や物資供給といった分野にも、国の指示が及ぶ可能性を踏まえ、2つ目のテーマである食料供給困難事態対策法について質問いたします。

食料供給困難事態対策法の制定に対する村の備えと、今後の対応について。令和5年度より生坂村では、環境省の脱炭素先行地域事業の採択を受け、6年間で60億円規模の予算を活用し、自営線によるマイクログリッド事業や民家の屋根および休耕地への太陽光パネルの設置が進められています。村長は、この取り組みについて、災害時の停電を防ぐ効果を含め、その意義を強調されています。確かに重要な視点であると考えます。しかしながら、いくら電気が通っていても、食料の備えが不十分であれば、災害時、に村民の生活は守れないのではないかと考えます。村内の状況を見た限りでも、電力のインフラ整備に比べて、食料自給や備蓄体制は、後手に回っている印象があります。今回の法制定を受けて、村として、この法律に関する問題をどのように認識し、今後どのような対応を図っていくのかを確認するか、する必要があると考え以下の点について質問いたします。

まず、本法への対応状況について3点伺います。

1. 食料供給困難事態対策法の制定を村としてどのように把握しているか。
2. 村の食料自給率を把握している範囲で教えてください。
3. 現在行っている備蓄や農業支援の取り組みとその見直し予定の有無について、まずこの3点を総務課長と振興課長に伺います。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 2番 望月議員の食料供給困難事態対策法に基づく村の備え等についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の当制度を村としてどのように把握しているかにつきましてですが、議員ご存じのとおり、この法律については食料供給が不足する兆候の段階から、必要な対策を講じることで、食料供給が困難となる事態を未然に防止し、または事態の深刻化を防ぐために、本年4月1日に施行されました。この法律により今後国から各自治体へ要請されると予測されますが、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えます。

2つ目の村の食料自給率の把握につきましてですが、村の自給についての数値がないため把握はできておらない状況となっております。

3点目、村が行っている備蓄や農業支援の取り組みと見直しについてということでございますが、村が現在行っている備蓄や農業支援の取り組みの見直しということで、現在村の備蓄状況については、防災倉庫に数年保存できます数種類の保存食を備蓄しておりますし、社会福祉協議会でも保存食の他、非常時に炊き出しに使える炊飯袋、ハイゼックスも備蓄されております。米などについて、村で備蓄はしておりませんが、村内では稲作をされております農家の方がおりますので、有事の際には、農業公社で保管している米の利用や、農家の皆さんから協力していただけるのではないかと考えます。

農業支援策としましては、圃場整備や、耕作条件不利地解消などの生産基盤の強化、また、経営所得安定対策などの制度により安定した収入を確保するための支援を行っておるところでございます。答弁は以上とします。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。この法律に関しては先ほど答弁で振興課長おっしゃってたように、本年4月に施行されたばかりということで情報や、いろいろ制度についても、知ってることも少ないかと思いますが、それを含めて次の質問に移りたいと思います。

地域の食料供給体制について。まず1点目として小規模農家家庭菜園への支援策休耕地の活用方針について振興課長に伺います。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 2番 望月議員の地域の食料供給体制についてのご質問にお答えいたします。

支援策としまして、個人で農業機具等を購入する場合高額となるため、農業公社のリース事業を活用いただければと思います。また、休耕地の活用につきましては、昨年度、各地域で実施しました農地に関する話し合いにより策定しました地域計画に基づき、農用地の集積・集団化の取り組み、農地中間管理機構の活用、基盤整備事業の取り組み等関係機関や関係団体とも協議・検討してまいりたいと考えます。答弁は以上でございます。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) ありがとうございます。先ほどの質問で再質問をいたします。先ほど答弁にありましたように、村でもリース事業や基盤整備等の調査等、諸々やっているのですが、それも含めて関係機関と連携して、これからしていくような回答だったと思うんですけども、それに加えて一応、村内では若い移住者の方を中心に、休耕地を活用して、農薬や化学肥料を使わない自然農法や有機農法を実践しながら、地域に根ざした営農が始まっています。今でこそ規模は小さいものの地域の食料供給や循環型農業の担い手としてもこれから重要な存在になりますと感じています。それに加えて国としても、「みどりの食料システム戦略」の中で有機農業の拡大や、環境負荷の低い農業の推進を掲げており、こうした動きは國の方針とも一致するものであると考えています。

そこで1点伺いたいんですが、今後こうした自然農法を実践している農者の活動を支援し村と連携して何かをしていくような考えというものはありますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 村としての考え方でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、生坂農業未来創りプロジェクト会議の方でも、やはり国の「みどりの食料システム戦略」という流れの中で、当村も農業政策の一つとして取り組んでいかなければいけないということは考えております。移住者の中で今議員ご指摘のとおり自然農法・有機農法をされている方もいらっしゃることも承知はしておりますが、まだ団地化をしないと、なかなか有機農法というのは今まで農業をやってきた皆さんとは、違う形の農業ですので、前にも無農薬でやっていて、近くの田んぼにヒエが流れていて、迷惑をかけたという事例もございますので、いかに差別化をしていくかということも大事かと思います。

今後、生坂農業未来創りプロジェクト等で協議をしながら、どのような支援策があるか検討していきたいと思います。以上答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。村長答弁でおっしゃっていただきましたように、村のプロジェクト会議でもみどりの食料システム戦略等を検討しているということで、こちらも村長の答弁のおっしゃるとおりだとは思います。様々な考え方がありまして有機農法や現行農法の方々との溝といいますか、そういった考え方の違いというものも私も目の当たりにしておりますし、理解もできます。ここは棲み分けをしっかりと、おっしゃるとおりに進めていただくことが肝要かなと思います。

また、実際でも学校給食への有機米・無農薬米の提供が今年度か来年度ぐらいから始まるというふうには聞いておりますので、現行農法をされている農家の方も含めて、支援策を講じていくことが、食料自給を少しでも伸ばしていく、といったところの観点からも、良い検討課題にはなるかなと考えますので、引き続きお願いいたしたいと思います。

次に、緊急時に農家への作付けや転作を求める可能性があるか。これは先ほどの食料供給困難事態対策法の中での話ではあるんですけども、緊急時に農家へ作付けや転作を求める可能性があるか、またその際の強制力や保証制度こういったものはどうなるのかというところを振興課長に伺います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 2番 望月議員の緊急時に農家へ作付けや転作を求める指示等についてのご質問にお答えいたします。

国では食料供給困難兆候発生時の対策として、必要に応じて供給確保のために最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模の者に対して、出荷販売や輸入に関する要請を行う。また、連續した不作や輸入規制などにより、供給不足の終期が見込みがたたくことなく、出荷販売の調整や輸入促進では、事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手などに要請を行うとあり、現段階では村内農家への指示を出すことはないと考えるため、その際の強制力・保証についてはないと考えております。以上答弁といたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番(望月一将君) ありがとうございます。現段階での国からの要請等の指示を行うという法的制度というものはないという答弁だったと思うんですけども、例えば、一部報道の中で国が緊急時に農家に対して、生産計画の提出や報告義務を設けるという可能性があり、違反時には、20万円ほどの罰金が科せられるといった場合があると一部報道でもありました。こちらは農業経営基盤強化促進法と食料農業農村基本法の関連法案で有事対応として整備された規定に含まれているということではあるんですけども、こちらに関しての見解というか、認識に関してはいかがでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 再質問にお答えいたします。

まだどういった状況になるのか、また国の動向を注視しながらその対応について今後行ってまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。今現状ではそういったことはないというような認識だとは思うんですけども、例えば国からの要請に応じて、村が農家に転作を推奨しなければならないといった場合には、村としても対象となる作物や地域・農家との協議体制をあらかじめ検討しておく必要もあるかなとは思います。その際に、農家の営農方針が左右されることのないような、いざというときに、農家が困惑しないように事前に情報提供や、協議体制の整備等を農業公社等々、検討していっていただくことがいいかなと考えております。

次の質問に移ります。同法に関する住民等の協力体制について総務課長に伺います。食料供給困難事態に備えて住民への周知や協力の呼びかけはあるか。

2点目が、自治会、農業団体、福祉団体との連携体制について。

3番目が、国の指示があった場合、住民に対してどのように説明、合意形成を図る考え方。こちら総務課長に伺います。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 2番 望月議員のご質問にお答えをいたします。

住民との協力体制についてというご質問でございまして、食料供給困難事態に備えて住民への周知や協力の呼びかけを行うのかどうかのご質問でございます。防災対策の観点からお答えをいたしますと、本法律によります住民への周知や、協力の呼びかけなどについては現段階では考えておりません。今後の国の動向に留意をし、必要があれば対応してまいりたいと考えております。

2つ目でございます。自治会や農業団体、福祉団体などとどのような連携体制を考えているのかのご質問でございます。先の振興課長の答弁にもありましたとおり、現段階では農家等への指示などはないと思われますので、今後、自治会や福祉団体を含めて対応が必要となる際には、必要な連携体制を検討したいと考えております。

3つ目、国の指示があった場合、住民に対してどのような説明、合意形成を図るのか、考えるのかのご質問でございます。国から要請や指示などが発せられる際にはその内容に応じた対応や防災計画に沿いました対策を検討してまいりたいと考えております。答弁は以上となります。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) ありがとうございます。村としても今できるところはしっかりとやっているというような認識だと思います。ただ現実には誰がどのタイミングでどんな役割を果たすかというような有事の際にですけども、という点について、地域住民も関係団体も緊急時の食料などに関しては、まだ共通認識があるとは言い難い状況ということあります。

そこで提案として、災害時の食料確保や供給体制に関する住民の理解と協力を得るために、例えば自治会や農業公社と連携したシミュレーションや、平時からの地域内備蓄の共有あるいは、地域食糧マップの作成といった具体的な取り組みを今後検討していくことを提案します。

次に同法に対する村長の見解についてお伺いいたします。こちら3点ございます。

1点目、災害時に電気が通っていても、食料が不足していれば生活は守れないという点に対する認識について。

2番目、食料対策も脱炭素事業と同等の重要性を持つという認識はあるか。

3点目、村長が想定する国が発する緊急時とはどのような状況か。以上3点お願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは質問にお答えをいたします。

まず1点目、食料が不足しては生活が守れないという点をどう考えるかということでございますが、昨今の能登半島地震等の甚大な災害を鑑みたときに、食料については満足とは言えませんが、救援物資や炊き出しボランティア等で提供されており、どうにか避難生活を送られていると感じております。電気については、長期の停電になりますと、移動電源車で主要施設の一部の電気供給をしている程度であり避難者は大変不自由な生活を余儀なくされていると感じております。私が前から申し上げていますように災害対応には自助、共助、公助であり初動の対応として行政職員も一緒に被災することから、公助の対応は難しく、自助の自分の命は自分で守る自助、家族や地域の皆さんで助け合って対応する共助が7割から8割占めると考えております。

また、当村の家庭には、都市部と違って先ほども振興課長申しましたが、何日か食べられるお米、季節によっては野菜や穀類などの食べ物がありますから、救援物資等が届くと言われています3日程度は十分、食べ物には困らないのではないかと考えております。そして、家が倒れない限り、家の太陽光パネルで発電した電気を蓄電池に貯めて使っていれば、ご飯も炊けたり、お湯も沸かせ、温かい食事ができますし、夜も灯りがついて、冷暖房のエアコンも使えるなど、そんなに不自由な避難生活にはならないと考えているところでございます。

2つ目の食料対策も、脱炭素事業と同等に重要性を持つという認識はあるかという質問でございますが、私が村長になってから先ほど申し上げました生坂農業未来創りプロジェクト会議は平成23年度に立ち上げまして、コロナ禍前まではほぼ毎年度、各区に出向き、農業懇談会も開催し農業振興、農地保全、農業課題の解決、または方向づけをしてまいりました。その農業懇談会の要望をなるべく反映するために、平成27年度から県営中山間総合整備事業により、農業用排水路、圃場整備等の農業基盤整備、活性化施設の整備など、各地区において現在も実施しているところでございます。農業は当村の基幹産業でございますから、昭和61年度から始まりましたぶどう栽培、それから前からの水稻、大豆、小麦、各種野菜の栽培など、毎年度重点事業の産業振興事業の一環として、様々な施策を講じているところでございます。

また、道の駅いくさの郷の農林水産物直売所と、かあさん家により、村内で生産した安全・安心な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供するなどいたしまして、地産地消や6次

産業化に取り組み、「いくさかの郷」を拠点として、農産物等の出荷増により、農業振興、農地保全等を進め、村民の皆さんの所得向上にも繋がっていると考えているところでございます。よって、当村は地産地消の推進、農産物の6次産業化、農業基盤整備など食料対策も重要事業として取り組んでいると考えているところでございます。

それから、想定する国が発する緊急時はどのような状況かということでございますが、私の想定では先ほども少し触れましたが、大規模自然災害、地震台風、大雨、洪水など大規模感染症の蔓延、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など戦争や国際的な紛争による輸入の途絶や制限、世界的な食料危機や、主要輸出国の輸出制限措置、深刻な天候不順や、冷害・干ばつなどによる国内農業の打撃、重大な経済混乱を想定しているところでございます。以上、答弁といたします。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。村長答弁の中で食料対策、村の中での食料対策や、災害時の備蓄体制。こちらもしっかり取り組んでいるというような答弁いただきました。また、国の緊急時についても、先ほどの地方自治法改正案のところと大体同じような感じで想定をしているということで、私の感覚としては、小規模自治体である当村にとって、財政的にも人員的にも余裕がないことは十分理解はしておりますし、先ほど村長答弁にありましたように、村としても、食料対策に関しては、十分な対応をしているというような答弁も踏まえまして、これからさらにもう一つ食料供給や、村の食料安全保障、といったところでもう一つ前に進めるように、国の補助制度などをうまく活用しながら将来的に進めていっていただきたいと思います。

次に、3つ目のテーマとして脱炭素事業における株式会社いくさてらすについて、質問いたします。脱炭素先行地域事業の中核を担う株式会社いくさてらすには行政幹部や地域事業者、外部企業が参画しており、公共性の高い事業における責任や、役割の整理が求められるを考えます。また、住民理解と参加を促す上で重要な広報活動についても、一定の予算を投じて、外部業者に実施されていることから、その進捗等展望を確認したいと思います。

まず1点目に、株式会社いくさてらすと行政との関係性や、それぞれの役割・責任について明確な境界の整理を行う考えがあるか副村長に伺います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 2番 望月議員の脱炭素事業における株式会社いくさてらすと関係の整理についてという質問の中の、地域エネルギー会社の明確な境界の整理についてお答えをいたします。令和5年に設立した株式会社いくさてらすは、環境省の脱炭素先行地域事業交付金によるPPA事業で太陽光発電設備、蓄電池の導入を行い、村内に再生可能エネルギーを供給する地域エネルギー会社であります。

一方、行政である村側はPPA事業以外の村が行う事業の実施主体であるとともに、株式会社いくさてらすに対しては、環境省の交付金のPPA事業の間接補助を行う立場であり、的確な事業が執行されるよう確認や指導を行っていくものであります。

株式会社いくさてらすは、現在、社員が1名、特定地域づくり事業協同組合から派遣社員が1名で事業を進めております。PPA事業以外の事業については総務課の村づくり推進室を中心に行き直接実施していることから、それぞれの立場については明確な整理はできているものと考えております。

また、株式会社いくさかてらすが、村から補助金を交付していただき行う事業の予算については、行政側から説明をしてまいります。しかし、株式会社いくさかてらすの事業執行や運営については、いくさかてらすの株主総会や役員会の承諾を得て説明できるものについては、説明をしていきたいと考えております。答弁は以上です。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。村から出資がされ、行政幹部が代表取締役となっている以上やはり、公共性はあると考えます。なので住民の立場として、誰が何をどう決めて、どう執行しているのかを検証できる体制というのは不可欠ではないかなというのが私の考えです。

村としても一定の責任、説明責任を果たす枠組みの制度が必要ではないでしょうか。改めて議会や議会が検証可能な情報の共有体制について、村として整備を検討していく意向はないか。お伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

株式会社いくさかてらすの行っている事業の内容について、村民の皆様、また議会の皆様に透明性を持った説明をしていけばというような提案でございます。

私も株式会社いくさかてらすを運営していくには、村民の皆様のご理解ができないと、この事業は成功しないなというふうに考えております。そのためにできる範囲の、開示できることについては開示するように進めております。先ほど言ったように職員も整ってまいりましたので、ホームページ等を利用しながら、皆様方にお知らせできる内容については、ホームページ等で説明をさせていただきたいなと思います。

ただし、株式会社いくさかてらすの利益を求める株式会社でございますので、株式会社の内部情報とか個人情報とか、事業を行っていく上でのノウハウとかについては、先ほど申し上げたように株式会社いくさかてらすの株主の方の了解とか、役員の方の了解を得ないと公表することができませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。答弁は以上です。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。今現状でできる範囲で情報公開をしているという答弁でございました。私の目にもそういったホームページ等を見る限り、そこまでの情報開示ができているかどうか、村民の理解が得られるまでの情報というものが公開されているかというところは、ちょっと疑問が残るところではあります。加えて、例えば、総務省は第3セクターについて、地方公共団体の関与する法人については、住民の理解と信頼の確保が極めて重要であり、議会や住民に対する説明責任を果たすための情報開示が不可欠であるという明確な立場をとっております。この立場というのは、先ほど副村長がおっしゃっていたような株式会社の内部情報に当たってしまうかもしれませんけども、決算や事業報告、成果報告というものは最低限、議会や住民にわかりやすく公表すべきではないかなと考えます。なので、こちらに関しては取締役会の承認等も必要ということではあるのですが、今一度いくさかてらす内で協議をしていただきたいと思います。

いくさかてらすについて、2つ目の質問です。本事業において、外部業者が担っている広報活動のこれまでの進捗と今後の展望について、村としてどのように把握しているか副村長に伺います。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 望月議員ご質問の、外部事業者が担っている広報活動の進捗と今後の展望について、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。広報活動は事務局サポート業務としまして合同会社 h i t t a i s y o に委託をして業務を行っております。

情報発信を行う内容や工程については毎月、委託業者と村の定期的な打ち合わせを行いまして、把握と確認をしております。

広報活動の進捗としましては、令和5年12月からいくさか便り「龍と子」の発行を定期的に開始しております。令和7年5月までに17号の冊子の発行に至っておるところでございます。

S N S によります情報発信では令和5年度に龍と子ホームページを開設しております。

脱炭素に関する情報や広報誌「龍と子」の過去のバックナンバーを掲載しているところでございます。

またインスタグラムの「龍と子」でも事業の取り組み状況やご案内について、また実施状況に応じて情報発信を継続して行っているところでございます。

今後の広報活動としましては、現在の情報媒体での脱炭素に関する情報の的確で充実した内容の掲載を継続的に行いまして、村政懇談会でいただいたご意見なども参考に村民の皆様に関心を持っていただけるような施策を進めてまいりたいと思います。答弁は以上です。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。総務課長の答弁にもありましたように、この広報内容については、主に「龍と子」と、ホームページとインスタグラムかなとは思います。ただ、住民説明会等でもご意見があったかと思うんですけども、私も住民の方からよく意見を頂戴します。

「龍と子」の内容が薄いですか、インスタグラムの内容もホームページについてもこれは新規に開設したばかりということなので、致し方ない部分はあるかもしれません、一応委託業者として外部から雇っているということなので、そちらに関しても、厳しい目というか、そういったところで、内容の濃いものを発信して、いただきたいと思いますし、発信の仕方についてもう少し積極的な広報が必要だと考えますので、そちらの方もその業者とのやり取りで進めていっていただきたいと思います。

続きまして、4つ目のテーマに移ります。4つ目のテーマは地域福祉の再設計に向けた制度的見直しと、重層的支援体制の導入についてです。

本村における高齢者福祉、生活支援、若年層の孤立防止などの課題は複合的連鎖的に発生しており、制度ごとの対応には限界が生じ始めています。今年3月の定例会において、吉澤元議員が一般質問を行い、議論はされているかと思いますが、従来の福祉の枠組みに入りにくい子供や、若者世代への支援も求められており、地域共生社会の理念に沿った体制整備が必要と考えますので、吉澤元議員の質問と重複する箇所もございますが、今後の福祉に関して重要なものであると考えますので、確認のためにも質問させていただきます。

まず、重層的支援体制の導入について、村としての検討状況と社協など地域団体との協働体制づくりへの認識を、健康福祉課長に伺います。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) ご質問にお答えをさせていただきます。

これまでの福祉制度は子供、障害者、高齢者といった対象者の属性や要介護、虐待、生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的支援体制の構築を進めてまいりました。

しかし、議員がおっしゃるとおり近年、80・50問題やダブルケアなど個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっております。

国では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正されました社会福祉法において、複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的支援体制の構築のため包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設し、令和3年度から施行しました。

当村でも昨年度から地域密着型認知症施設はるかぜの利用方法を議会代表、社会福祉協議会、健康福祉課、教育委員会、小中学校からの意見を踏まえて検討し、結論としまして重層的支援体制整備事業を導入して施設を活用していくこととなり、今年度から体制整備に向けた検討委員会を立ち上げ、令和8年4月の導入に向けて検討を始めたところでございます。

検討委員には、社会福祉協議会、教育委員会、役場各課より委員を選出しまして対象者の属性を問わない支援を一体的に実施し地域の中で暮らしていくよう支援することを目指しております。以上で答弁とさせていただきます。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) ありがとうございます。次に子供若者孤立防止支援について質問いたします。こちら2点ございます。

1点目、若年層の社会的孤立リスクに対する支援政策の考え方について。

2、福祉と教育の連携による居場所、相談、学習機会の確保の構想についてお伺いいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議員のご質問の、孤立防止支援の強化についてのうち、若年層への支援策を講じる考え方につきまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。重層的支援体制整備事業は、各分野の相談支援および地域づくりに係る既存事業を一体化するとともに、参加支援、これは活動機会の提供でありますけれども、それとアウトリーチを通じた継続的支援、これが長期孤立者への訪問、サービス情報の提供を行います。また、他機関協働、これは、複数の支援機関が支援を一体的に行う体制づくりといった新たな機能に係る部分を追加して実施をしなければいけないということになっております。

若年層への孤立支援等ではこのアウトリーチ等を通じた継続的支援を活用しまして、積極的な訪問活動や直接・間接を問わずサービス情報の提供を行っていかなければと考えております。また、これから検討となりますのが、参加型支援では、自宅から出ることができなくても、例えば描いた絵や創った製作物などの展示を行いましてそこから社会に繋がるきっかけになるような支援ができればというふうに考えております。

この支援策の拠点として、はるかぜを考えておりまして、現在、毎月最終木曜日に行っておりますお茶処つむぎでの交流活動や、試験的に行っておりますお風呂の提供などの狭間サービスなどの充実などもあわせて検討をしていきます。以上答弁とさせていただきます。

○教育長(藤澤正司君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 教育長。

○教育長(藤澤正司君) 2番 望月議員の子供や若者の居場所、相談、学習機会の確保を福祉と教育の連携により、実現していく構想についてのお尋ねであります。

まず、教育委員会でのこれまでの取り組みを申し上げますと、令和3年度から地域による子育て支援体制づくりを目指した事業「居場所をみ～つけた」をNPO法人、高校・大学生、村内外の有志の協力のもとに、開催をしてまいりました。本事業では、経済的支援と生活物資や食料の提供の他、「学びの場」「遊びの場」「相談の場」を設け、子供や子育て世帯が地域や行政との繋がりが持てるよう居場所づくりに取り組んで参ったところであります。

また、今年度から、こども家庭センターの設置をいたしまして、2ヶ月が経過しましたが保護者からの相談、支援の対応件数は前年同期より大幅に増加をしております。本センターには、安心して子供を遊ばせる場所や保育士、社会福祉士、保健師の3種の専門職員があり、相談に対応をしているところであります。

教育委員会といたしましては、これまで支援を継続する必要が有る場合には、成人した若者の支援を行ってきているところでありますが、今年度から始まりましたこども家庭センターの充実をさせた上で引き続き、子供だけでなく、若者の各種の支援を一体的に継続していくために重層的支援体制整備事業も踏まえ、社協を含めた福祉関係団体などの協力のあり方について検討をしてまいりたいと考えております。以上であります。

○2番(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○2番(望月一将君) ありがとうございます。通告にありますもう1つ、最後の3つ目の質問なんですけども、こちらは3月定例会と重複する部分もあるかと思いますので、申し訳ございませんが、こちらは今回は質問しないということでお願いいたします。

先ほど健康福祉課長、教育長答弁ありましたように、重層的支援体制事業については、支援体制整備事業については村の中でも検討が始まったばかりであったり進捗状況の確認にとどまってしまいましたが、この事業は現状で各々進めております事業も含めて生坂村の福祉、教育など多岐の分野で導入が期待されるようですので、引き続きの行政側の尽力に期待をして、私の一般質問を終わります。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、1番 進藤議員。

○1番(進藤彩君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 進藤議員。

○1番(進藤彩君) 1番 進藤彩です。通告に基づき、一般質問を行います。今回は、空き家問題と、村営住宅について質問いたします。

私が生坂村の空き家とご縁がありましたときから2年が経ちました。景色も四季折々素晴らしい、ウグイスが美しい声でさえずり、特別天然記念物のカモシカや、国鳥のキジが庭に遊びに来てくれます。そして何より、生坂村を大好きになった大きな要因は、住民の方々です。移住者の私達を温かく迎えてくださり、見守ってくださり、慣れない農作業をするときもお手伝いしてくれます。

ださりと他にもたくさんあります。そんな方々が多くいる本当に素晴らしい村です。住んでみないとわからなかつた日々の楽しさやありがたさがたくさんあります。そんな素晴らしい村だということを、もっと多くの方々に知っていただきたいと考えております。

そこでまず、村に遊びに来てもらうこと、関係人口を増やすこと、住んでみたいと思ってもらうこと、各種イベントの開催などで村に興味を持ってくださった方々や、子供をのびのびと育てたいとお考えのご家族や、楽しい田舎暮らしをご希望の方など、村生活をともに楽しんでくださる前向きな方々の移住や、リターンが増えることを願っております。

初めに、次の質問をさせていただきます。空き家バンクに登録されるおよその年間件数と契約件数、そして、空き家バンクに登録されないままの物件の対策についてのお考えをお伺いいたします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 1番 進藤議員のご質問にお答えをいたします。

空き家バンクに登録されております年間の件数と、契約の件数というご質問でございます。はじめに空き家バンクの件数に関しましては過去3年間の状況としまして、令和4年度登録件数14件、契約件数10件、令和5年度登録件数14件、契約件数8件、令和6年度登録件数7件、契約件数1件という状況でございます。

空き家バンクは所有者からの登録申請があつて、村で登録できる制度であることから件数につきましては年度によって増減がございます。

村としましても、なるべく多くの空き家バンクの登録がいただけるように5月の固定資産税の納付の郵送の際には、空き家バンクやLINEを活用したマッチングシステムの紹介チラシなどを同封しまして、啓発を行っているところでございます。また、残置物の処分や整理についても、村の空き家対策の施策として、所有者が空き家バンクの登録を前提とした改修費用の他、廃棄物の処分やハウスクリーニングなどの片付け費用を助成する制度を実施しているところでございます。答弁は以上になります。

○1番（進藤彩君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 進藤議員。

○1番（進藤彩君） 現状の状態を把握させていただきました。空き家が朽ちてしまう前に、登録していただくことが最善かと思います。私が考える空き家の問題点の1つに、すぐに住めないというところがあると考えます。持ち主さんが置いていかれる、残置物を処分したり、水回りを直したりなど、時間がかかることがあります。実際に私の周りでは、生坂村に移住したく物件を探したが、すぐに住める家が見つからず、移住を断念された方が2組おります。

そして、物件の売主、買主ともに、一番のネックは残置物です。残置物整理が面倒で考えたくないでの、家を売らないという、空き家所有者さんの声や、残置物の多い家は手間が大きく、買いたくないという空き家を探している側の人たちの声を耳にしてまいりました。

当村では片付け費用として、補助率2分の1、限度額20万円の補助金が出ますが、大きな家の多い土地柄、片付け作業がとても大変な手間になつていると感じます。この辺りの壁を、今後より良い形で解消していければ、売りたい人、買いたい人の売買の動きも変わってくるのではと感じております。村のお考えをお聞かせください。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 1番 進藤議員のご質問にお答えをいたします。

空き家対策補助事業、片付け費用の関係についての問い合わせございます。村の空き家対策事業によります廃棄物の処分やハウスクリーニング等の片付け費用の過去の交付実績は令和4年度2件、令和5年度5件、令和6年度1件となっている状況でございます。

過去3年間を平均した事業費は39万円ほどで、交付額の平均は15万円ほどでございます。50万円を超える事業費の大きいものは、数件ほどございましたが、30万円以下の事業がほとんどという状況でございました。空き家対策事業の補助金の見直しにつきましては、これまでの交付実績や村の財政負担も考慮した上で、十分な検討が必要であると考えております。

また、残置物の整理や物件の整備は移住に繋がる居住施設施策でもあります、所有者の所有物でもあることから、本人負担の原則を踏まえた上で、必要について検討していく必要があると考えるところでございます。以上答弁といたします。

○1番（進藤彩君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 進藤議員。

○1番（進藤彩君） 総務課長より片付け費用のご答弁をいただきました。間取りや荷物量によって異なりますが、大きめな空き家を残置物処理からリノベーションまでした方の一例を出させていただきますと1枚20キロ以上の重さの古い畳50畳分ほどを、業者の方に依頼せず、ご自分たちの手でコンテナに積み込んだ例があります。体力があった方々だったため、できた作業ですが、そうではない方々も空き家を入手されます。業者任せになることもあるかと思います。

生坂村の補助率2分の1、限度額20万円の補助金は、少ないということではなく、一般的な範囲などではないかと思いますが、自治体により補助率2分の1から全額、上限も数万円から50万円など幅がありますので、他の自治体との差別化をご検討いただけますと幸いです。いかがでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

ただいま例を挙げてご説明をいただきました。そういうこともちょっとご意見を加味しまして、今後検討してまいりたいと考えます。以上、答弁といたします。

○1番（進藤彩君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 進藤議員。

○1番（進藤彩君） 答弁ありがとうございます。今後、今日の時代の変化に合わせ、柔軟に対応していただければと思います。

次に、村営住宅について質問させていただきます。村内には民間のアパートはなく、村営住宅のみと伺っておりますが、現在の村営住宅の数と利用状況をお教えください。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 進藤議員の質問にお答えいたします。

現在の村営住宅の数と利用状況についてというご質問でございますが、現在村営住宅につきましては、長屋タイプが2棟12世帯、集合タイプが6棟12世帯、それ以外につきましては、戸建てで14棟で全部で38世帯分、空きにつきましてはそのうち3戸の空きがございます。定住促進住宅

についてにつきましては、全て戸建てということで30戸あります。定住促進住宅につきましては、現在空きがないような状況となっております。以上、答弁といたします。

○1番(進藤彩君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 進藤議員。

○1番(進藤彩君) 利用状況についてご答弁いただきました。タイミングにより満室でしたり、空いていたりすることがあるかと思います。現在、ぶどう農家の法人化等で単身者の住宅需要も増えていると伺っております。村の大切な財産であります農業の活性化において、人の手は欠かせません。そんな心強い仲間たちが、トランク1つ持って、すぐに住むことができる。広すぎないアパート形式の住宅の必要性も感じております。

現在着手されています上生坂の村営住宅に続き、今後のご予定や計画などございましたらお伺いさせてください。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) 1番 進藤議員の村営住宅建設等の今後の予定計画についてというご質問にお答えいたします。

昨年度、造成工事を行いました上生坂上手地区へは今年度集合タイプ1棟2世帯分の建設を予定しております。当該地区への建設としまして、全部で集合タイプ3棟6世帯分と戸建2戸を予定しており全部で8世帯の方に進んでいただく計画となっております。以上答弁といたします。

○1番(進藤彩君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 進藤議員。

○1番(進藤彩君) 振興課長からご答弁いただきました。農業が活性化し、人が増えていくことはもちろん、現在村で進めています脱炭素の取り組みは、近隣地域をはじめ、サステナブルに関心をお持ちの方々からも注目されております。そのような方々の移住も考えられますので、受け入れ態勢を整えていくことの重要性を感じております。今後の計画のご提案なのですが、生坂村最南端の小立野地区は、篠ノ井線明科駅より車で7、8分、アクセスと利便性の良い立地です。子供たちの声が響くそんな村になることを願っていますので、家庭菜園ができる小さな畠付きの村営住宅をご検討いただけましたら幸いです。村長のお考えをお聞かせください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番 進藤議員のご質問にお答えをいたします。

小立野区に村営住宅建設の考えはあるかというご質問でございますが、昨年度の村政懇談会の際にも「小立野区にも、村営住宅の建設を検討していただきたい」というご意見をいただきました。また以前からも区より要望いただいているところでございます。その要望もありまして以前、社会就労センター小立野分場を閉鎖するときに、そこには合併浄化槽がありましたので2棟の村営住宅を建てられるか検討した経過はございます。

しかし、その当時小立野まめつい会から就労センターを倉庫などに使いたいというご要望がありまして、現在もお貸しをしている状況でございます。また、数年前には区長会議において、私から各区で村営住宅を建てても良いという土地があればご提案いただきたいというお願ひしたこともありましたが、そのときはどの区からも提案がなかったという経過もございます。

私が村長になってからは、最初に日岐宮の上団地に4棟を建てその後、下生野区内に2棟建てる他は、中村団地、石原団地と建ててまいりまして今後も、先ほど振興課長答えたように、卒倒坂住宅、上手常会の村営住宅を建設する予定としております。どうしても上生坂区内に多くなっている状況は、保育園、小・中学校、役場、道の駅いくさの郷、やまなみ荘など、村民の皆さんのが使うことの多い施設があること、また、そういう点で村民若者の世帯が住みやすいと考えて取り組んできたところでございます。今後は上手常会の村営住宅の建設とあわせまして人口減少対策、移住定住対策、Uターン施策などを検討協議し、小立野区を含め全村的に考えてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○1番(進藤彩君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 進藤議員。

○1番(進藤彩君) 村長のお考えをお聞かせいただきました。サステナブルという考え方から、空き家という既存の建物をリノベーションして活用することで、エコロジーで環境負荷を軽減できるという考え方にも賛同しております。どちらにしろ、なるべくすぐに住めるということを、大多数の方が求めていると感じます。

空き家も活用しながら、よりよい村づくりに繋がっていくことを願っておりますので、今後とも前向きなご検討をよろしくお願ひいたします。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(藤澤幸恵君) ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は、13時とします。

---

休憩 午前11時50分

再開 午後1時

---

○議長(藤澤幸恵君) 再開します。次に4番 山本議員。

○4番(山本吉人君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 山本議員。

○4番(山本吉人君) 4番 山本吉人です。通告のとおり質問させていただきます。今期2期目となります。よろしくお願ひいたします。昨年度も質問してますが、近年、多発している地震等災害の対応の対策について、ご質問させていただきます。近年、我が国では地震等災害が多発しています。昨年は能登半島地震、今年は各地での長期に及ぶ森林火災、また老朽化したインフラ設備でのトラブル、水道管破裂や下水道破裂と予期せぬ災害も増えています。天候不順による農作物の不作による米や野菜の高騰などによる供給不足もまた一つの災害と考えられます。この頃の地震等災害では、対応対策が長期化する傾向が増えてきていると感じております。最近では、4月18日の夜、大町市八坂を震源地とした震度5弱の地震が発生いたしました。我が家もだいぶ揺れ怖い思いをいたしました。

そこで質問をいたします。2番 望月議員と重なる部分はありますが、今一度質問させていただきます。

1、村民全員にもれなく非常時の必要な最低限の食料、生活用品の有無を確認することは村としては可能でしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 4番山本議員のご質問にお答えをいたします。

村民全員にもれなく、非常時の必要な最低限の食料、生活用品の有無の確認は可能かのご質問でございます。災害時に備えて、非常持ち出し物の準備また食料の備蓄を行うことは非常に重要なことであるかと考えます。村でも全戸に非常時持ち出し袋の配布や、区ごとの防災マニュアルを作成し、配布をして、有事に備えていただくよう進めているところでございます。

山本議員ご質問の、全世帯の食料や生活用品の備蓄状況の確認の有無可否につきましては、各区の自主防災組織とも調整をしながら、その方法等について検討をしたいと考えます。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。村の方でもしっかりと対応をしていきたいという気持ちはよくわかりました。なぜまた再度こういう質問したかといいますと、本当に近年、思わぬ災害が訪れるというところで、村民の方の命が一番大事というところは変わらないので、私としては早急という確認の仕方というのは非常に難しいとは思いますが、最低限の非常時のものの確保ができているかということは、やはり必要ではないかと思っております。

先ほど言わわれたとおり常会、区、防災組織の中での確認ということで、現状不確かかもしれませんけど、どのラインぐらい村としては、確認できてるのか教えていただければなと思います。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

今ご質問いただきました現在村で把握している備蓄の状況でございますが、こちらとしては現在把握をしてございません。先ほども答弁いたしましたが防災マニュアル等の配布、また、普及・啓発を図る中で、食料品、各自それぞれ各世帯で備蓄品、最低3日分は備蓄をしていただくようにという啓発を進めているところでございます。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 多分に難しい確認の有無ということはわかっておりますが、ぜひとも確認ができるような、常会、区、防災組織の中での指導を村政の方でも、積極的にやっていただければなと思います。

では、続いての質問をさせていただきます。現在、村では9月の大体頭ですね、防災訓練を行っておりますが、この間も、テレビ、新聞等見ましたが、長野市等の大きな自治体では、年2回の防災訓練ということをしているようです。非常に難しい問題かもしれませんのが、これから防災ということは今以上に必要な分野になるかなと思います。防災訓練等を増やすという計画はこれからございますでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長(中山茂也君) 4番 山本議員のご質問にお答えをいたします。

防災意識を図るためにも、防災訓練等を増やすことができないかというご質問でございます。山本議員もご承知のとおり村では、毎年秋に総合防災訓練を、全村を対象として行っております。避難訓練を実施しております。台風や大雨、地震を想定し、村・議会、各区、自主防災組織、消防団、防災士、社会福祉協議会、医療機関などが連携して行っているところでございます。山本議員ご指摘のとおり、日々の生活の中で防災意識を高めることは非常に重要であると考えております。

現在、区におきましても、各自で防災、また避難訓練の実施を推奨し実施していただいている区もございますので、住民の皆さんのが防災意識を高める効果的な方法については、山本議員ご指摘の訓練を増やすご提案も含めて、各区や常会等と検討し、協議してまいりたいと考えます。答弁は以上でございます。

○4番(山本吉人君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 山本議員。

○4番(山本吉人君) 答弁いただきました。総務課長言われるとおり防災意識、高めていってもらえたならなと思います。その中で、これ提案にもなりますが、ICN等を使って、この頃の災害は地震、火事、様々なものあります。水害のものもありますし、そういった中での村民に対してこれ難しいかもしれませんけども、水害時のレクチャーとしてのVTR、火災の時、地震の時という想定をやったVTRのレクチャー動画みたいのを定期的に流すことも非常に効果があるかなと私は考えておりますが、そういった企画等はどうでしょうか。

○総務課長(中山茂也君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長(中山茂也君) 再質問にお答えをいたします。

ただいまご提案いただきました水害や火災、地震などの災害に対応したレクチャー動画、そういったものの有無や、そういったものがあるかどうかも含めて検討し、ICNで放送できるかどうか検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○4番(山本吉人君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 山本議員。

○4番(山本吉人君) ぜひそれは消防団とかの協力も得ながら、もし村の独自で作れればまた作っていただきたいなと感じております。

では、次の質問をさせていただきます。災害時の備品、備蓄品を長期化にも考えて増やすことはできないでしょうかというので、お願いいいたします。

○総務課長(中山茂也君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○総務課長(中山茂也君) 山本議員のご質問にお答えをいたします。

災害時の備蓄品を長期化も考えて増やすことができないかというご質問でございます。一般的に災害が発生しますと、救援物資の到着まで3日以上かかることが想定されますことから、最低3日以上の備蓄が望ましいとされているところでございます。村でもB&G下の駐車場に防災倉庫がございまして、生活用品や防災用品を備蓄しております。食料品については、使用期限を考

慮しながら更新しており、今後備蓄品を増やしていくことは可能でありますので、状況を確認しながら検討してまいりたいと考えます。

しかし、あくまでも有事の際を補完できるものではございません。そのために、まずは各世帯での備蓄を進めていただくために、以前に配布しました防災マニュアル等による災害対応の呼びかけや、各区自主防災組織に対しても、災害用備蓄について備えをお願いしているところでございます。今後も引き続きこうした災害用備蓄品の必要性についても、防災訓練等の機会を通じて普及啓発してまいりたいと考えております。

また県では、能登半島地震での課題を教訓に、長野県地震防災対策強化アクションプランを作成し、県および市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性として、備蓄についての考え方や物資確保に関するタイムライン、市町村間の広域的な総合物資供給の支援など取り組んでいくこととされております。村におきましても、県や県内市町村と連携して対応に努めてまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 防災倉庫に備蓄品等があるということは安心しておりますが、私も認識不足なんですが、各区で私としても、宇留賀区、どこでもそうですけどもその地区で動けなくなってしまうこともあるということを考えた中で、そこまではできなくても防災倉庫に匹敵する、その区でのその防災倉庫的なところの強化ということができるかどうかというのを聞いたらなと思いますが。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） お答えをいたします。今お話をいただきました区にそれですが、防災倉庫はございます。必要な資機材等が配備をされた倉庫がございます。そして先ほどご説明しました各区それぞれ備蓄品を備えていただくようにという依頼も、その都度その都度させていただいております。倉庫に入れていただいている、公民館に入れていただいていることもあるかと思います。主に水が中心になるかと思うんですが、それで対応いただいているところでございます。

また、倉庫の新設等については、現在のところ考てはおりません。以上、答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。倉庫があるということで備蓄品も、もし可能だったらこれから増える可能性もあるということもありうるっていうことでいいですかね。バージョンアップっていうか。足りないもののその区ごとに、「まだこれが足りないかな」とか、少し補足というか、入れていくようなことは考てているのかなということです。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 現在防災倉庫にございますのは、発電機ですか、それに伴った担架ですか、そういう機材が中心になります。それプラス、それぞれ備蓄品・食料品を各区でどうぞ備えてくださいというお話をさせていただいてます。今後またいろんな区のご要望とか

をお聞きしながら、必要な機材等があるのであれば、またそちらの整備については検討していきたいというふうに思います。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。すいません確認のため質問させていただきました。これからもますます先ほどから言いました備蓄、またあとは防災の観点は大切だということでやっていただけたらなと思います。

4番目の村独自の備蓄はできないかという質問ですが、こちらは先ほど2番望月議員の方で質問されてましたので、省略させていただきたいと思います。

最後になりますけども、防災士の増加を望むが、現在のところ、あまり防災士は増えていないのかなというところですが、これについての対策等はやっているのでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

防災士の増加を望む、対策があるかというご質問でございます。まず、防災士でございますが、自助・共助・協働を原則としまして、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待をされているところでございます。村内の防災士ですが、現在14名いらっしゃいまして、継続して防災士の養成に現在も努めています。令和6年度からは資格取得に必要な経費に対しまして1人上限4万円の助成制度を行っているところでございます。

山本議員ご指摘のとおり、有事に備え、1人でも多くの方の取得、資格取得が重要であると考えておりますので、今後、防災意識向上に向けた取り組みや制度の一層の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 補助金とか大変良いと思います。14の方ともちょっと若干話したことあるんですけども、やはり防災士、これからなってもらいたいのは若い世代ということをだいぶ言われてまして、私も調べたところ、やはり防災士、一番大事な自助・共助で共助の辺りのところは常会、区というステージですね。公助などやはり行政の方との協働もできるということで、非常に防災士がいるということは防災時に心強いものだなと思います。

ただ、これはネットの世界でもそうで、防災士になったメリット・デメリットっていうので、よく若い方がよく書いてあるようなんんですけども、これ手法としたらあくまでも例なんですけども、例えば村の若者や何かで防災士を取ったら、生坂何とかポイントが貯まるよとか。入浴券、1週間分提供を3年間は継続とか、何かいい手法かわからないんですけども、防災士をとったということで、その若い人たちが防災士とってよかったなっていうのを、まずそんな形でも感じ取れるのも一つの手かなと、私は何か感じております。

やはり、最終的には若い方が防災士で、前立ってもらって、避難所の誘導とか、避難所の設置のあり方とか、そういうことを理解されると、現実の災害時に一番力になってもらえるかなと感じております。そんなような対策というのは、試みることはできるでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 村の考え方でございますが、今生坂村消防団で山本議員も消防団長をやつていただいて本当にありがとうございました。若い方たち本当に仕事、また家庭を犠牲にして、消防活動していただいております。

防災訓練のときも消防団員の方たち出動していただいて、いろいろと区の自主防災組織とも連携を組んで今、避難訓練等を行っていただいているところでございますので、そちらの若い世代の方たちも活動しておりますし、当村としても本当に若い方が防災士になっていただければありがたいわけで、今言われたようないくさポイントとか、そういうような特典ができるのか検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 前向きな答弁いただきました。私も、行政の皆さんまた村民の方も皆さん防災士が増えることは望んでると思いますので、増えるよう私も願って質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番平田です。今日の質問は農地等を自治体へ寄付する事案が発生した場合の対処、それから脱炭素についての2点について質問したいと思います。

初めに近年、全国的に空き家が増えておりますけども、実は荒廃地も同様に増えております。当然ですが、村外に移住をしてしまえば、不動産は持って移動はできません。空き家は荒れてしまい、農地は当然荒廃地となってしまいます。ここで注意をしなければいけないのが、常に不動産は固定資産税がかかりますし、また管理もしていかなければなりません。管理もできずに、空き家も農地も荒れた状況になっているのが現状かと思います。

このことは地元の地域の人たちには迷惑がかかってしまいます。中には、相続ができずにやがて国なものになってしまうこともあります。また、国のもんになっても管理がやってもらえるわけではありません。仕方なく自治体で購入する場合もあると思いますけども、また個人的に固定資産税が払うのが面倒だったり、維持管理ができないなどの理由から、自治体に寄附をしたら楽になるではないかというような考え方の方もいたりしております。

そこで、農地等を実際に寄附する事案が発生していると聞きますが、当村についても事情について質問をさせていただきます。以前に個人の山を村に寄附したいとの話がありましたけども、このときは村では管理ができないというようなそういう理由から、断った経緯があると思います。荒廃した農地を村に寄附する、そういうことの事案は実際にあるでしょうか、について質問を行います。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 7番 平田議員の荒廃した農地を村に寄附するなどの行為があるのかというご質問についてお答えいたします。

議員おっしゃられるように以前、山林については村に寄附をするから引き取って欲しいと言つたこともありましたが、「公用または公共用に供するもの」でないため、お断りした経緯があり

ます。また、農地も同様でございますので、公共事業等で使用目的の土地の他につきましては、寄附を受けたものはございません。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 最近ですね、私の身の回りでは近所の人がそういうような、寄附を村にしたとか、しないとかいうような、そんな話が今実際に聞こえていますけども、今現状ではないというような話ですけども、実際に寄附をするにしても今度は相続というそういう問題も出てきますけども、その相続もきちんと相続ができる、そういうことができなければ実際に1点のそういう疑いっていうか、きちんとした相続ができないと、またそういう寄附もできないんじゃないかなというように私は思っております。そこで、もしそういう寄付をする場合、村としてもいろいろ困ると思うんですけども、寄附を受ける、受けない、そういう判断基準はあるでしょうかについてお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは判断基準についてお答えをしたいと思います。

寄附を受ける受けないの基準につきましては、「公用または公共用に供する」場合と定められております。この「公用または公共用に供する」場合とは、農地法において、農地の転用、例としまして道路、学校、公園などの建設の場合は原則として許可が必要ですが、「公用または公共用に供する」場合には、手続きの簡素化や許可の特例が認められることがございます。

また、公用に供する農地と、例としましては、村が整備する道路、庁舎、水道施設などの行政施設、公共用に供する農地の例としましては、学校、保育園、公園、病院など、また公共交通施設（バス停）等また電気・上下水道などのインフラ施設などがございます。よって、村が寄付の受け入れを判断する主な基準として、土地の公共利用価値があるか、災害防止・緑地保全・里山整備などに活用できる見込みがあるか、村の政策（農業振興・移住定住・地域活性化など）資する用途があるか、管理・維持の負担が大きすぎないか、除草・境界管理・税負担等の費用が過大ではないか、アクセスが極めて困難な場所ではないか、法的・登記的な問題がないか、境界未確定・地目が不明・所有権トラブルがないか、土壤汚染、産業廃棄物などの問題がないかを判断基準としているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の村長の答弁で聞いてると、なかなか寄附もいろいろ当てはめると難しいというのはわかりましたけれども、逆に例えば上生坂はいいところなんで、あれですけども、では例えば小立野だとか宇留賀だとかそういう地区で寄附をしますので、村営住宅を作ってくださいとかっていうそういう判断した場合には、これ例外の一例ですけども、こういうのじゃどう思いますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 先ほども進藤議員にお答えをいたしましたが、質問の先ほどの答弁の内容でいろいろな判断基準がございます。村営住宅を建てたい土地もそれなりの条件が必要でござ

いまして、ただ寄附すると言われても、その土地が先ほどの判断基準に見合うかどうかで村営住宅を建てる立地が良いかどうかも考慮して判断をしたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） わかりました。それと先ほど答えていただいたんですけども、行政が必要以上に農地などの財産を持つことは、よくないっていうのは、前からは聞いているんですけども、行政はあくまでもそういう余分な土地を持つことはなるべく控えて、早くその処分をした方がいいというそういう話もあったと思いますけども、村として荒廃したそういう農地などの財産を持つことは、実際には可能でしょうかってことでお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 平田議員の質問にお答えをいたします。やはり議員ご指摘のとおり先ほどの答弁と重複するところございますけれど、「公用または公共用に供する」場合と定められておりますので、荒廃の有無に関わらず、財産として持つことは、農地を本来の農業利用以外の目的に転用する際、一定の公共性があるかの判断が必要と考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） それから、以前に生坂でもいわゆる相続ができなくて、一時国のものになり、国の中からまた村でそれを購入するような形をとったと思いますけども、実際には必要な宅地であったり、それから建物であったり、それからさらに農地とか山とか、そういうものまで、全部含めて結局買うような形になっちゃうんですけども、これをですね今有効利用で今農業公社とかそういうところで、今農地としても使ってますけども、それを今基本的には村の財産になっているんですけども、それはそのまま持つこと自体は、どうなのかあるいは早く処分できるもんなら処分した方がいいのか、その辺をお伺いしたいんですが、何十年も前だと農地とかそういうの大事であって、結構買う人もいたんですけども、今くれるって言ってもいらないっていうような人が実際には多いんですけども、そういうような今状況の中で、今この辺の処理の仕方っていうのはどうかなと思うんですが、どうでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

今農業公社に指定管理をお願いして、移住お試し住宅ということで活用している物件かと思います。近くに農地もございまして、裁判所に申請をして村から生坂のものにさせていただきました。相続関係の方々が皆さん相続放棄をされて、国の中になつた経緯がございます。当村としても立地的に村の中心地でもございますし、建物も程度が良かったものですから、そのような形に進めさせていただきました。今後もあそこはそのような活用していきたいと今は考えておりますので、引き続きあそこの建物、農地に関しては有効活用をしていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ついでで申し訳ないですが、今のあれの一部を村長にお願いしたんですが、もうちょっと、そのまま年がら年中鍵がかかる状態から何とか少し前へ利用できないか、というのはこれから検討して欲しいと思います。現在では、全国的にいわゆるそういう財政状況は厳しい中で、施設の老朽化や人口減少、そういう中で使われない公共不動産っていうのも結構増えてきているようなんんですけど、今の社会の中でいわゆる相続放棄っていうのは、結構まだ起きてくるよね、今の生坂の状態、生坂だけじゃないですけど多分全国的にもそういうようなことが出てくるんですけども、その場合は前回だと一部国の中のものを村で買ったということなんですが、これも増える可能性があります。

これからもそういうときの考えは、村長これからどうなさいますか、村長の考え方をお聞きしたい。今の思ってる状況でいいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 先ほど最初の答弁で判断基準を細かく申し上げました。その判断基準に沿いまして、その土地が当村にとって有効活用できる土地かどうか、それを判断させていただいて、相続放棄をしますと、まずは國のものになりますので、裁判所に申請をして村のものにできるかどうかも検討してその土地の有効活用が当村として村民益になるのか、そういう点も考えながら対処したいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問をしたいと思います。

脱炭素事業についてなんですけども、公共施設へ太陽光パネルを設置されているんですけども、実際に稼働している施設はいくつありますかということですが、昨日村長の答弁の中で答えてもらいましたが、その理由、すぐいわゆる村民から見たらね、役場も施設は全部セットされて、蓄電池も太陽光も全部セットされてすぐでも稼働できるような感じなんですが、その認可については、いわゆる環境省の認可なのか、中電の認可なのか。その辺のところ詳しく述べたらお願ひしたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 初めに、認可の相手方についてお答えいたします。

まず、小売りの関係なんですけども、経産省の小売り許可の認可になります。そしてまたそれだけではなく電線を管理しているのは中部電力になりますので、チェンジングする際には中部電力との協議と中部電力のその電線を使って発電を行っていいですよっていうような許可が必要になりますので2通りの許可をいただいて進めていくようになります。

そして、あと状況なんですけども、公共施設の太陽光パネルの導入状況としましては、株式会社いくさてらすによりまして、令和6年度に17施設の設置を完了しております。このうち、PPA事業により、令和6年度は役場庁舎、道の駅いくさての郷の2施設の稼働を開始しております。令和7年3月には先ほど申し上げたように、株式会社いくさてらすの小売り電気供給事業が認可されたことによりまして、現在、小売り電気供給による会社と施設での契約の切り替えの手続きを進めており、完了した施設から随時稼働を開始しております。なお、この6月の9日から役場庁舎、道の駅いくさての郷、学校小学校の給食センター、高齢者生活センターの4施設は小売り電気供給によりまして稼働を開始しております。答弁につきましては以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。  
○7番（平田勝章君） それではもう一つ、バスセンターについては、いわゆる部屋の電気だとか、それからバスにつけるバスの充電だとか、そういう2つに分けた場合、いわゆる部屋の電気、それは中電で、バスへの充電とか、いくさかてらすとかってそういうふうにわかるか、その辺と、いつ正式に稼働するのか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 副村長。  
○副村長（牛越宏通君） バスセンターにつきましては、バスセンターの施設内で利用している電気、それとあとEVバスに充電をするための電源の2通りあります。

現在は中部電力から電気を購入いたしまして行っておるんですけども、これで小売り販売の許可が先ほど申し上げたようにいただきましたので、それに従って今度これからはいくさかてらすの電気を室内の電灯、また充電用の電気についても、いくさかてらすの方から購入していただくように現在進めているところでございます。答弁は以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。  
○7番（平田勝章君） 契約の話でこれから、また民間とか行くのですが、その契約については、要するに一軒一軒というか、私なら私の家でパネルを載せますよね。そうすると私の家だけで契約、中電との契約か、その辺はひっくるめて、環境省の制度なので、もうひっくるめて契約とかって、そういう具合いにはならないんですか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 副村長。  
○副村長（牛越宏通君） 今の質問、契約の相手方ということですかね。その件についてですけども、今のいくさかてらすの職員と私の方と、各家庭に回って契約を進めております。その中で、2通りの契約がございまして、PPA契約、これは例えばですけども平田議員のお宅に設置する場合は、平田議員のお宅の太陽光パネルを設置する場所、それとあと蓄電池を置く場所についてお借りをする契約でございます。それとあと小売り契約というのがございまして、これは私どもからいくさかてらすから電気を購入していただき契約、そういうふうになります。ですので、今言った契約を2つずつ契約していただきながら、契約というか要領で定めているもんですから申し込みをいただきながら、納得していただいて、それで電気の供給をいくさかてらすから行うというような状況になります。よろしいでしょうか。

○7番（平田勝章君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。  
○7番（平田勝章君） その場合も、やっぱり中電との契約も必要なんってことです。

○副村長（牛越宏通君） 議長。  
○議長（藤澤幸恵君） 副村長。  
○副村長（牛越宏通君） 中電とは必要はいりません。要は平田議員、平田さんのうちのやる場合、中電だとしますよね。中電の場合のものを今度いくさかてらすに切り替える際にエンジニアリングと言うんですけど、それはスイッチングですか、すいません、変える手続きなんですが、それ

はいくさてらすで全部やらせていただいて進めていくもので、あくまでも中部電力からは電線を借りてるんですけども、それもスイッチングする際にいくさてらすの方で対応させていただきます。ですから平田議員のうちで何かをやるということはありません。以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんんですけども、今公共施設へはだいぶソーラーのせたりして今進められていますけども、実際今度は民間ですよね。オンサイトPPAなどについては、今事業の内容から見ると2026年度から本格的に実施するようになってるんですけども、今現状はどういう具合に、今の現状からいくと、どういう、来年くらい、今年からもう始まるんですか。その辺の報告、説明があったらありがたいですが。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 7番 平田議員の民家、民間施設のPPA事業の状況について説明をいたします。

株式会社いくさてらすでは、小売り電気供給事業の認可に時間を要したことから、令和6年度は公共施設を中心に設備の導入を進めてきました。民家・民間施設のPPA事業については、この事業の認可に伴い、個人・施設ごと導入と、稼働のための必要な契約や手続きを行い、これ先ほど私が説明した内容でございます。本年度より本格的に実施をしていく予定でございます。そのために株式会社いくさてらすでは先ほどもお答えしたように、昨年度から社員を1名、今年度の5月より生坂特定地域づくり協同組合からの派遣職員1名で、中部電力等からいくさてらすへのスイッチング事務や電力の供給管理を行っております。ですので今年度はもう本格的に契約にも回っておりますし、太陽光パネルの設置も進めております。答弁は以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 実は、中電から結構生坂村へ個人のところに電話があって、中電の電力事業、こういうものをやりませんかというのが結構来るんですよ。いやあ、だから「生坂はもう生坂村全体で環境省からの事業でやってますよ」っていう話を説明すると、そうですかって話で、意外と中電の人が知らないのが現状です。それは余談ですけども。それで今、民間の話、それから公共施設の話で、今のところ、上生坂を中心に草尾へのオンサイトだとそれから省電力発電所だと、それからストーブの話だとそういうの結構出てるんですが、上生坂以外が何となく今騒がれてないっていうか、今そういう話が出てこないんですが、小立野から下生野、日岐だと宇留賀とか、その辺の今、については今どういう契約までいかなくても、説明だと、ただいま行政懇談会もしておりますので、その辺の状況などについてわかってる状況であったら教えて欲しいんですが。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問に対してお答えいたします。上生坂以外の区すけども、説明会も回っておりますし、あと各公民館にも太陽光パネルを設置しておりますし、蓄電池も設置しております。そしてあと、消防の詰所にも設置しておりますので、徐々に徐々に進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。契約も進めております。で古

坂区と昭津区については契約の方も進めておりますので、先ほど申し上げたように職員も社員もそろってきましたので、随時にどんどんと拍車をかけて、契約また設置を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） もう一つ聞きたいんですけども、今、上生坂だと集会所がいくつもあるんですけども、集会所はほとんど蛍光灯とかそういうものを使っているんですけども、これについてたまたま選挙の時にだいぶ暗くなつたという話から、いや、せっかくやってるんだから、ＬＥＤ化にしたらどうかっていう話も結構出てきてるんですが、電気屋さんに聞くといや、ちょっと、そうは言ってもエリアの蛍光灯なんかねＬＥＤ管のやつ買ってくればいいかっていうとそうじゃないみたいなんでその辺のところがいわゆる村のカレンダーとかそういうのなんか結構、昇降式だとか何か細かく書いてあるんですが、その辺のアピールをもうちょっとしてもらって。それから、集会所には、やつた場合には、補助金がどうなるとか、その辺のところをもうちょっと具体的に説明がしてもらえたありがたいなと思いますが。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 7番 平田議員のご質問にお答えをいたします。

各区にある集会所施設の照明のＬＥＤ化に伴う負担金についてというご質問かと思います。環境省の脱炭素先行地域事業交付金では、各地区の公民館等のＬＥＤ照明は交付対象であり、導入費用の3分の2の交付を受けることが可能です。しかし、設置に伴います残り3分の1の負担費につきましては、地元負担も含めて検討をしているところでございます。

また、民家や事業所、施設等も含めたＬＥＤ照明や省エネ機器等の省エネ対策として環境省から配分されてる村への交付金の枠は決められていることから、意向のある地区についてはそれ確認を行いまして、全体のバランスを見て、個別に調整をしていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） そうなると本年度の枠組みからいったら、まだ余裕はあるかないか。それからＬＥＤ化のこういう器具がいいとか、そういうものを村としてカタログみたいなものは提供できないんでしょうか。そういうことについてお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えいたします。村政懇談会でも縷々そのような要望もございまして、今総務課長が答えたとおりその3分の1の自己負担をどのように村として補助できるかどうか今検討をしているところです。

他の機器に関しては、集会場はそれほど厳しくないようなお話を聞きますし、個人のお宅に関しては、「龍と子」確か3月号だったと思いますが、掲載してあるかと存じます。また、もしわからぬようでしたら村づくり推進室の方にお問い合わせいただければ詳しく説明をさせていただきます。

簡単に載せられるような量じゃないんですね。環境省から出ている指針というものは、このくらい厚い本ですので、それを簡単には説明できないものですから、ご意向があれば村づくり推進室の方にお問い合わせいただければ詳しく説明をさせていただきます。また枠につきましても、今年度は上限がございます。新設も含め上限がございますので、ご意向があれば早めに問い合わせをいただきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 環境省のやつで村全体で取り組むということで個人から言ったら、それ脱炭素にね、どんなことで協力できるかって考えたときに、仮に自分のうちだったらストーブも設置も最初からそういう作ってないもんですから、なかなかそのストーブの設置も難しい。それから給湯器もつい3年ばかり前に壊れちゃって30万もかけて入れてしまったもんですから、それをまた、それもまたどうかと思ったりしてたら、最後残ったのがＬＥＤ化じゃないかなと思って気軽に考えて蛍光灯、そうＬＥＤを買ってくればいいかなと思ってたらどうもそうじゃなくて、もうちょっと、今村長いったように分厚いカタログがあったりして、そこから見なきゃいけないって話なんですが、その辺も多分住民の人たちもよくわかってないなと思って、私みたいに気楽に、そこら行ってＬＥＤの蛍光灯でも電球でも買ってくればいいと思ってるかもしれないんですけども、その辺のどこが確か「龍と子」なんかでも、具体的な細かいことは言えないと思うんですけども、村のカレンダーが何やると何か確か昇降式でもっていわゆる電力が落ちるとかね、そんなことを書いてあったんです、だと思うんですけども。そんなようにいろいろ実際にやりだすと、意外と不安があったり、お金のことも、いろいろどのぐらいかかるとかまた出てくるんですけども、我々のうちの常会なんかも、もうそろそろそういう蛍光灯なんかもだいぶ暗くなったりしてるものですから、たまたま選挙のときにそんなような話もあったんで、多分よそもそういうような話題もあると思いますのでこれからも、私自身もお聞きして、もうちょっと具体的にこうだよああだよって説明ができるようにまたやっていきたいと思いますので、その辺のところもまたご協力いただきながら進めたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、8番 市川議員。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 8番 市川です。私は今回の村議選に対して、私達共産党の生坂支部も政治活動として短期間ではありましたが、多くの村民の皆さんにお会いしながら、あなたの声を聞かせてという目的の村民要求アンケートに取り組んでまいりました。内容は暮らしの実感、暮らしの不安、村にやってほしいこと、また政治の課題は何という4項目の設問で実施いたしました。近隣の仲間の応援もいただきながら、村内一円の皆さんのご協力を得られ、様々な声を聞かせていただくことができました。

その一部を紹介しますと、特に村にやってほしいことの項目において、選択された傾向の上位のランキングでは、1番目には、村営バスやデマンド交通など、日常の足の確保が1番です。2番目には物価高騰への対策、3番目には村民の声を聞く村政運営という結果でした。

そうしたいくつかの声の中から、今回2、3の問題を取り上げて私なりに緊急度の高いものと判断して伺います。

最初に保育園の送迎車駐車場についてです。所管は教育委員会になるかと思いますが、保育園舎の南側に位置する「保護者駐車場」は、子供の送迎用として恒常に利用されています。10台

の駐車が可能にスペース確保されたものと思います。その利用度は、子供たちのお迎えの時間帯およそ午後3時半頃から集中するので、保護者の車の入れ替わりで満車状態が続きます。

そこで問題になっているのは、その前面道路の幅員が狭く、表示されている直角駐車をするにはあまりにもスペースが不足していて、大方の方が一、二度切り返さなくては出入りしにくく、不便を感じているということあります。なかには、前面のガードレールに車体をこすられたという切ない思いの方もまいるように伺いました。道路幅3.6メートル、駐車場奥行が車止めまで4メートルというのが実際寸法です。軽自動車ならともかく、子供がいられる家庭では、大型のワンボックス車にチャイルドシートを設置されていられる方が少なくありません。もちろん祖父母の方の迎えもあるわけです。そうした現実の中で利用せざるを得なく、難儀をしている、何とかして欲しい。こういった声が私どもには、今回も聞かれたんですが、行政側としても承知していないか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 8番 市川議員のご質問にお答えをいたします。

保育園の送迎車の駐車場についてのお尋ねであります。保育園の送迎時に使用されております駐車場の利用に関し、保護者の方から駐車のしにくさに関するご意見があるということは承知をしております。駐車場につきましては保育園建設当初から変更はされておりませんが駐車台数も少なく、手狭感があるということは承知をしております。またそれに加えまして、近年は園児数も増え、また保育園の利用時間も以前とは違って、多様になってきており、自家用車での送迎が増えていること、また自家用車の方も大型化している傾向もあり、利用について不便をきたしているものと考えております。現在は、職員の駐車場所を変更するなどして対応しておりますけども、解決策につきましては、駐車場を広げる際には、例えば園庭を狭く園庭に食い込むか、あるいは近隣の土地を購入あるいはお借りするか、あるいは村道のお話もありましたけども村道を付け替えるか、そういうことが考えられるかと思います。

いずれにいたしましても、園児の送迎時に利用する駐車場でありますので、事故のないよう、安全に配慮する必要がありますので、改善につきましては検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 現在の状況での理想な寸法っていうのは、前面道路のいわゆる車路に当たる部分が、余裕を持つなら5メートル欲しいんですよね。ところがさっき申し上げたように3.6メートルと1メートル以上狭いわけですから、方法は言われたように、ガードレールからその先の路肩までまだ1.3メートルくらいあるんですが、そこを路肩いっぱいまで広げたガードレールの設置の仕方も、これちょっと特殊な形になって、可能かどうかはちょっと私も思いつかないんですが、そういったのが一つと、反対に後ろ、車の駐車部分の後ろをやはり1.3~4メートル、フェンスを下げて、するか。これにはちょっと桜の木のもう2本ほど邪魔になるので移設をしなくちゃならないというふうなことが必要になりますので、いずれにしても、やはり相当の金額もかかると思います。検討をこれから本格的にやっていただくということでありますので、早期対処を望みたいと思います。そういう確認でよろしいでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 再質問にお答えいたします。

今実際に寸法などもお話ををしていただきました。車道の部分を広げるか後ろに広げるか、そういうお話をもいただきました。その辺につきまして私も認識としては同じでありますし、狭いということは重々承知しておりますので、何らかの改善をしていかなければならないというふうに考えております。また、予算的な面も結構かかることがと思いますので、その辺につきましては、またいい財源があるのかわかりませんけども、財源も含めてそれから方法等に含めても検討はしてまいりたいと考えております。以上であります。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 実はこの話、私、耳に、私の耳に届いたのはもう5年ほど前に届きました、私はそのときの教育長に伝えたんですが、まだそれ以降全然進んでなくて、今回も選挙を通じて、多くの方から何とかしてよっていうふうに言わされましたので、至急に教育長も新しく就任されましたので、真剣なご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、村営バスの運休、休日運行について伺います。これもかねてから行政には、住民の要望事項として承知されている事案かと思います。特に村営バスを利用されている高校生などの子供さんの家庭から、日曜祝日の運行を望まれている声が村に届けられております。広報いくさか2023年6月号では、同5月に開催された行政懇談会において、住民の意見として出され、行政側は、利用者の状況や要望を把握して検討していくという答えの報道がありました。その後の検討経過はいかようかに進められているのかを伺います。併せてデマンドバスについても、今後の利用者の増加も予想されることから、実情の把握と、利用増に対する対応は考えられているか伺いたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番 市川議員の質問にお答えをいたします。

村営バスの休日運行等についてということでございますが、村営バス運行事業は平成16年度から民間委託を行いまして、交通弱者である村民の通院、通学、通勤の重要な移動手段としてこれまで事業を進めてまいりました。令和5年度からは、池田町営バス池坂線の廃止に伴い、その代替として生坂村営バス池坂線の運行を開始したところでございます。

これまで乗り継ぎの改善等による利用者の利便性の向上や利用者ニーズへの対応を行いながら、必要な経費節減や効率的な運行に努めてきておりますが、利用者が減少傾向であり、運賃収入も減少している状況となっております。市川議員ご質問の、村営バスの日曜祝日運行についてでございますが、過去にご要望をいただいた経過も当然ございますが、事業運営の状況や利用者の確保を見込むことが難しく、その費用対効果からも検討の域を出でない状況でございます。

また、昨今の運転手不足の影響もあり、現在は非常に厳しいものとなっていると認識しております。デマンドバス運行については、今後、利用者の増加が見込まれる場合の対応についてでございますが、先の運転手不足の状況も踏まえながら、利用者数の見通しや利用者のニーズなど、費用対効果も含めて、分析、把握し、適正な対応を検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 運転者不足、利用効果ということでの大変さがうかがえますが、実際、中学生なり高校生いられる家庭にアンケート調査みたいなものはやった経緯がございますか。いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 今把握している中では、そのようなアンケート調査を具体的にやったことはないと考えておりますが、村政アンケートでそのような内容の質問はさせていただいたと考えております。以上答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 数の問題という点で判断も難しいことかと思いますが、やはり実際休日の朝夕1便ずつぐらいでも何とかならないかという声は結構強いです、今後さらにアンケートなども含めた意識調査をして、しつつ不便な人の声をちゃんと聞いての対応をすることが大事ではないかということで、今後更なる検討を要望しておきたいと思います。

次に、戦没者追悼式についてです。先日、3日に本年度の戦没者追悼式が行われました。この式典の開催の継続性という点において、主催者サイドも危惧されていられる時期に来ているのではないかと感じての質問であります。先の大戦における戦没者慰靈と平和を願う村民の決意を表する事業として、私も必要性を認識して哀悼の意を表する機会にいただいて臨みました。

しかし、年々、遺族の方々も高齢化されるということから、参列者減少傾向にあると思われますし、参拝に際して老齢による体の不自由さ、次世代の伝承という面での課題などを感じて、今後の方向性と改善性を何か考えておられるか村長に伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番 市川議員の戦没者の追悼式についてのご質問でございます。

戦没者追悼式の出演者は遺族会員の減少により議員ご指摘のとおり、年々減ってきております。遺族会からの出席者は平成30年度は18名でしたが、今年度の出席者は7名、会員数は14名まで減ってきております。死亡等により会員数は減少をしており、それにより出席者も減少している状況でございます。平成30年度の式典への出席者数は、来賓を含め48名参加しており、今年度の式典出席者は43名でございました。遺族会につきましては、高齢化に伴い、全国的に会員数の減少や活動の継続が課題となっております。日本遺族会では、若い世代の参加を促進するため、全国的な青年部の設置を目指し、次世代の仲間を募集しております。また、資金難や会員の高齢化により解散を余儀なくされる遺族会もあるとのことでございます。

戦没者追悼式については、参加者の高齢化に伴い、継続的な開催や次世代への継承が課題となっております。

全国的には改善策として、以下のような取り組みがございます。若い世代の参加促進、学校や地域団体と連携し、戦没者追悼式へ参加を促すこと。デジタル技術の活用として、追悼式のオンライン配信を行い、遠方の人や高齢者が参加しやすくすること。戦争体験者の証言を映像や音声で記録し、インターネットで公開すること。こちらは自治体や行政の支援強化として、当村が今主催しておりますので、追悼式の運営を自治体が引き継ぎ、継続的な開催を保証すること、これは今実施しております。戦没者慰靈碑の維持管理を自治体が担うことで遺族の負担を軽減すること。戦争の記録の継承活動として、戦没者の遺族や戦争体験者の証言を記録し、学校教育に活用

すること。戦争の歴史を学ぶ場として、慰霊碑や記念館の活用を促進することということがございます。

生坂村では式典への参加を議員をはじめ、区長、各団体の代表者の方々、村職員も積極的に参加をしており、これにより若い世代が参加しておりますので、式典の目的継承は式典が中止にならない限り失われないと考えております。今後の方向性につきましては、遺族の方が子世代、孫世代にどう繋げていくかの考え方次第でございますが、戦没者追悼式については、遺族会以外の参加者が現在40名を超え、86パーセントほどを占めていること、戦争で亡くなった兵士や民間人を追悼することの主な目的で、村の各団体からも参加いただいていることを考えますと、遺族会が仮に解散をしましても、継続して行う戦没者追悼式を継続して行う意義はあるものと考えております。以上答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 情報としては若い世代、地域団体等の参加も得られてやってられるという自治体があるということをご存知のようですが、生坂村はやはり核兵器廃絶軍備縮小、平和の村宣言を行い、住民の中には自ら図書室での戦争と平和のコーナー作りをするなど、平和事業に取り組んでいる実態があります。そして若い世代に伝えていくことは私達の責務だという村長の式辞の言葉や、次の世代に確実に伝えていくということを誓うとしたときの議長の追悼の言葉もあります。ですが、実際に伝えていくという具体的な行為がなかなか進んでいないのではないかというふうに私は感じているわけです。

そこで先ほどの言われた、やはり村なりきに実現していくのには、一つ提起していきたいのはやはり学校平和教育の取り組みを投げかけていく。それから一般住民の平和事業活動とも協力し合って、遺族会と村民全体の連帯の場として共同的なセレモニーに拡充していくという発想のを発展方法を提起したいわけであります。子供の代表、二十歳の代表、一般参加者も募り、村の戦争体験の文集の朗読や映像の上映、先ほど言いました。こういったこともいいねという声も私も実際聞いております。

できれば、名称も戦没者追悼平和祈念式あるいは平和記念戦没者追悼式でもいいんですが、こういった名称に銘打った形の式典にして今、申し上げたような全国各地で行われている例えば、県下でいえば飯山市、それから高森町がございます。東京の三鷹市だと、静岡県藤枝市、袋井市、神奈川県の秦野市。いくつかネットで調べてもやはり出でますけど、内容も平和を願い、平和について考えることを趣旨とした式典、こういうふうな形にして拡充しているわけであります。こういうふうな具体的な形に村も検討して、少し転換をさせたらいかがと思いますが、村長いかがでしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

平和式典と戦没者追悼式を合わせたような催しを検討してはどうかというご質問でございます。平和式典は全国的に8月6日8月9日、原爆が落とされた日に行っていることは、存じ上げておりますし、当村として小中学校の学校のカリキュラムであったり、そういうものが時間的に余裕があるかどうか、また遺族会とも協議はしなければなりませんし、遺族会を担当していただいています社会福祉協議会とも協議をしていかなければならぬと思います。

戦没者追悼式と平和式典、元々目的が違ったり、対象も違うところがございますが、平和を願うところは同じでございますので、そこをうまく合わせることができるのか、そこら辺も研究し

ながら同じような内容で、式典が挙行できるかも検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 今年は戦後80年の節目でございますのでそういう検討をされるいい一つの機会かなと思います。2度と戦争の悲劇を繰り返さないことを誓う。一般村民も平和の大切さを改めて考え平和を願う機会となるように、そして若い世代に伝えていく場に発展的改称。これ名前を変える意味の改称ですが、そういうことの展望も願って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は14時30分とします。

---

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

---

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に3番 島議員。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 3番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問をいたします。まず私事なんですけれども、8日の日曜日に何とか田植えが終わりました。手伝ってくださった方來てくれた方が、生坂村本当に静かでいいところだねっておっしゃってくださって。先ほど進藤議員のあの冒頭にもあったんですけども、キジが来たりとか、やまとりきたりとか、あと5月の終わりからアカショウビンの声がうちの近く聞こえてまして、本当にいいところだなっていうのを思っています。村の皆さんと関わったりとかお話をさせていただいたりする中で、お年寄りとかね、子供たちとか、あとここにいらっしゃる皆さん、お1人お1人がやっぱりかけがえのない大切な存在だなっていうことを日々感じております。そんな皆さんのが安心安全で、より豊かな生活をしていくよう行政の皆さんとも協働していきたい、そんな思いで質問させていただきます。

1つ目はEV車の充放電設備V2Hと言われてのような機器なんかについて質問させていただきます。古坂区公民館に設置されましたEV車充放電設備の設置工事価格っていうのはおいくらでしょうか。またこの古坂の設備っていうのは広報いくさか12月号に載ってました令和6年11月19日入札、設置場所、役場他3ヶ所、落札価格が3058万円のEV充放電設備設置工事の中のおひとつでしょうか。落札価格で、役場他3ヶ所の場所っていうのは具体的にどこかということと、あとそれぞれの設置工事価格もお願いいたします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 3番 島議員のご質問にお答えをいたします。

EV充電設備についてのご質問でございます。令和6年度の充電設備の設置状況としましては、EV充電設備は事業費3058万円、設置場所につきまして、役場、村営バスセンター、教育委員会、健康管理センターの4ヶ所でございます。広報いくさか12月号で掲載した内容でございます。EV充放電設備V2Hでございますが、こちら事業費は722万円で、設置場所は小立野公民館、小船公民館、草尾交流センター、昭津木材ふれあい体験館、古坂公民館の5ヶ所になります。古坂の設備はこちらに含まれます。また12月に掲載をしました事業とは別発注のものになります。

なお、充放電設備V2Hの工事については5ヶ所を一括発注しておりますので、設置した施設の場所の状況で、それぞれ費用は異なります。個別の施設での工事価格はわかりませんで、5ヶ所で722万円というものです。以上答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） この広報いくさかの載ってたこの開札結果の設備とはまた別ということで、これ令和6年度3月に当初予算として12ヶ所で2200万円と、私達知らされていたわけなんですけれども、この2200万円のものと、この5ヶ所の722万円というのは、違うということですか。これは脱炭素の中の工事請負費の中にはいっているものなのですか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

今お話をいただきましたEV充電設備2000万円を今回3058万円だということでございますが、こちらにつきましては、予定していました役場バスセンター、教育委員会、健康管理センターの充電設備、特にバスセンターの施設がキュービクルの設置も必要というようなこともあります、事業費が増額となったということで聞いてございます。以上、答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 質問い合わせましたのは、この5ヶ所、公民館に設置されました5ヶ所で722万円というのは、こちらは令和6年度の衛生費の中の脱炭素の事業の工事請負費の中のものでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 大変失礼しましたちょっと説明不足でした。この722万円につきましても、工事請負費の中で予算計上したものでございます。以上答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 722万円で5ヶ所で個別の価格がわからないということでしたが、見る限り古坂区とか昭津区とか、草尾区に付いているものは形状とか大きさは同じものなのかなと思いまして、今その単純計算しましたら1ヶ所あたり144万円で充放電設備の補助交付金が3分の2だと思うんですけども、交付金が108万円として残りの35万円ぐらいが村の負担になるのかなと思うんですけども、これは3058万円の方もそうなんですかけども、この村の負担分っていうのは

過疎債を充てて、過疎債で国から補填されない3割分というのを最終的に村の負担になるわけなんですけども、それが管理費として、いくさかてらすが払っていくものでどうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 今の質問に対してもお答えいたします。今のその管理については、これから協議をしていきたいなというふうに考えております。

各公民館に設置したV2H等については今の村政懇談会の中でもどういうふうに使用していくかというようなことが盛んに質問されております。そのようなことも踏まえまして、今後の管理体制とか、どのように使用していくか、防災的な観点から使っていきたいっていうことが一番の当初からの計画にございましたので、その辺も踏まえた中で、村が管理をするのか、いくさかてらすが管理するのか、いくさかてらすが電気料をいただくようになりますので、その辺についてはちょっとこれからその辺も管理面も含めながら調整をさせていただきたいと思います。答弁は以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 伺いたかったのは、その交付金で交付されない3分の1のお金っていうところに過疎債を充てていくのかというところだったんですけども、それというのも村政懇談会なんかでお話を伺って、やっぱりこれだけの価格で設置して、普段使わないのはちょっともったいないなっていうふうに思ったんです。いろんなところで先ほどLEDの照明の話もあったんですけども、やっぱりエアコンつけて欲しいという話がいろんなところで出ていて、こういう災害のときに使いますよっていうものなんですけども、普段村民の皆さんのが使うようなエアコン設置っていうことはできなかったのかなっていうのを思ったんですけど、その3分の1の負担っていうのも過疎債を充てるとか、その過疎債で補填されない分を村が持ってくれるのかっていうのは、今検討されてるっていうことだったんですけども、普段使うものっていうようなものにはできなかったのかっていうところをお願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） V2Hの使用なんですけども、基本的に計画をしたときについては、先ほど来申し上げているように、災害時の対応ということが1本柱でございました。ただ、今村政懇談会なんかをやりながらいろんな意見を聞いている中で、村長も考えておりますので、今後どうふうにするかということは検討をしていきたいなと思います。島議員言われたように、他にも使い道があるかどうか、またそれが村民益に繋がるかどうか、またその村民の皆さんのが使うとお金を払って電気を買っていただくようになりますので、そのシステムの構築とかそういうのも含めまして、検討をさせていただきたいなっていうふうに考えております。答弁は以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 災害のときということで、村の方にもEV車っていうのが今年5台納入されてます。すいません、去年でした。納入されていて、災害のときに車が行ってということにはなると思うんですけど、結局今納入されているものだとバッテリーが20キロワットぐらいしかないと思うんです。結局家庭の蓄電池も16.6キロワットアワーのものをつけるということをおっ

しゃってるので、災害のときに必ずEV車がそこまで古坂なりどこ、いろんな区に行けるかってただそれもまだわからないところだと思うので、やはり、お金を使っていくということになると、普段使えるものがいいのかなというふうに思いました。また、高齢者の方が設置、いくさかてらすを契約する上で、パネルが年齢的なもので設置ができないけど高齢者には何かないかというようなこともおっしゃってる方いらっしゃるので、エアコンとかだと公民館でいろんなイベントなんかも企画されてたりとか、あと最近ものすごく暑いのでいろんなところでクーリングシエルターっていう、図書館で涼めますよみたいな。ちょっと端っこの人たちで免許返納したりとか、車がない方も公民館に行ったら避難ができるよみたいなところだと、その高齢者の方も使えるかなというふうに思いました。

時間があれですね。2つ目の脱炭素の質問をします。太陽光発電設備を今の区の公民館いろんなところについてるんですけども、各区と株式会社いくさかてらすが交わした契約書についてちょっと伺います。既に設置した区から契約書を見せていただいて、宇留賀区の役員会で質問事項をまとめて、今年の1月22日に代表取締役である副村長に提出いたしました。質問書の回答がちょっとまだいただけてないので、そこから質問いたします。契約書を今読み上げるんですけども、この中で甲が区で、乙がいくさかてらすというふうになっています。

まず、施設の安全性耐久性について書かれている第8条です。「乙は本契約に基づき、設備を施設に設置することの安全性や耐久性について、甲からの提示に基づき、事前の確認の上本契約を締結する」とあります。続いて第3項において、「施設に設備を設置したことを原因として、施設の安全性や耐久性に問題が生じ、その問題が甲の提示上の重大な誤りに起因する場合は、甲が甲の費用と責任に基づき必要な対策をとるものとし、その問題により、乙に生じた損害を賠償する」とあります。甲すなわち区の方が施設の安全性や耐久性の調査をして、乙であるいくさかてらすに提示をするっていうように読み取れます。甲つまり区が安全性や耐久性について提示するものではないと思うんですけども、どうしてこのように書かれているのでしょうか。

また、設備の管理、第10条第5項で、「設備の故障が甲の故意若しくは過失または甲の管理する物件内へ入ったものによる故意若しくは過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は、甲の負担とする」とあります。設備の機器類が窃盗に合うっていうことも考えられなくはないかなと思います。盗難に遭った場合も区が賠償するのでしょうか。保険っていうのは適用されないのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 3番 島議員のいくさかてらすの契約書についてお答えをいたします。

PPA供給契約書の第8第3項には、設置管理者が株式会社いくさかてらすが調査した太陽光パネルや蓄電池の設置箇所ではなく施設管理者の都合や、考へて設置場所を主張して設置した場所について定めてあります。ですので、こちらの方が今まで契約した箇所については、いくさかてらすが調査した箇所について、施設管理者にご理解をいただき、そのように設置しておりますので、この条項に該当する事例はありませんでした。でしたので、あくまでもいくさかてらすが提示した箇所ではなく、管理者、例えば区長さんですね、区長さんが、そこは駄目だよ、僕はここにやりますよ、ここがいいですって言った際にについての条項になっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

次に、第10条第5項の施設管理者の管理する物件内に入って、故意または過失を原因とする修繕に要する費用については、盗難に関する内容についてはこの条項では想定はしておりません。

また、このようなものについては各種損害賠償について今現在いくさかてらすの中でどのようにしていくか検討をしている次第でございます。

それと初めに言われました宇留賀区の関係でございますけども、宇留賀区については、まだ PPA 契約を結んでおらないんですけども、今回の島議員が言られた契約書については、これいくさかてらすが、小売販売、小売売電の許可が出る前に、空白化を補うための契約書になっておりますので、今後更新をしていく必要があります。ですので宇留賀区については新しい契約書ができておりますので、それについてまた新たに説明を、契約書っていうか、契約条項ですね、それがでておりますので、それをまた説明をさせていただきたいと考えております。答弁は以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 例えば他の区も更新をするというようなことだったかと思うんですけど、その契約書は、一度これは破棄をするということですか。そういうそういうことで、はいわかりました。

いろんなことを宇留賀区としても29項目ぐらい質問を挙げさせていただいたんですけど、なんですかっていうと区の方たち、区民の方にのちのち負担があつてはいけないなっていうことで、安心してというか、そういうふうに質問をして、じゃあ大丈夫だねってなつたらいいなということで質問書を挙げさせていただいているので、またこの盜難に関しても、またその更新をされた契約書の方で区の方には負担がないようについていうか、してくださいと思うんですけども、また再三申し上げてますように、区の公民館って村の財産っていうふうに、個別管理計画とか総合管理計画にもありますので、例えば新しくするときに、区ではなく村といくさかてらすが契約を結んで、施設については村が責任を持ってくださるみたいなことも検討していただけたらなというふうに思います。

それでは、3つ目の質問です。株式会社いくさかてらすの電力需給調整について伺います。電力小売り会社において電力の需給調整、特に天気に左右される太陽光発電では天気予報とにらめっこしながら需給を調整する必要があるのかなというふうに思っています。この電力需給調整っていうのを、いくさかてらすでは単独で会社としてやっていくのか、それともどこかの会社に委託をして一緒にやってもらうのか。電力が足りない場合は、調達方法としてどういうふうに考えていらっしゃるのか、お願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問、株式会社いくさかてらすの電力の需要供給調整についてお答えをいたします。

電力需要調整は、株式会社いくさかてらすの社員が先ほど言られたように、様々な条件により発電量や電力消費量をシミュレーションして需給管理調整を行います。そして日々の事業管理調整の結果、電力が足りない場合は、日本卸電力取引所、JEPXから調達します。この調達に伴う処理も社員が行うようになります。答弁は以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 電力の卸のところから買うとなると、再生可能エネルギーだけではなく、火力とか原子力とかいろんな電力があると思うんですけども、その買い取るときの電気って

いうのは特に再生可能エネルギーに限らないのか、他の火力とかのものも足りない場合は買っていくのかとかその辺はいかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 買い取る電気なんですけども、それは中部電力の電線を介しての電気の購入になりますので、どういう発電をしたかということについては、複数のものが発電をしたもののが流れ込んでいるというふうに考えております。ただ、あくまでもゼロカーボンに繋げていきたいということを一番の目標でございますので、なるべく買い取りを少なくしたいなというふうに考えております。そのためには、太陽光パネルの設置、そして小水力発電の運用、そしてあと蓄電池の運用を重ねながら、なるべく買い取りを少なくしたい、その買い取りを少なくしていくことが、いくさかてらすの経営が良くなっていく、経営が順調にいくというふうに考えておりますので、その辺も考えながら運用をしていきたいと思います。以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 去年、議会の方で中央要望に行ったときに帰りに生活クラブエナジーさんを視察させていただいて、そこには全国で受給を求めてる方の受給者に人形町の一室から全部調整をして、電気を流してたんですけども、例えばそういうところに委託をしていくこともあるのかなとそのとき思ったんですけども、委託料と自分たちで電力調整をしていく手間と、あと卸から買い取ったりとかいろんなことを考えていくと、そういうところに生活クラブエナジーさんだったら、そこは再生可能エネルギーでやってるので、そこに委託するというのも考えられることなのかなというふうには思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 今言われた生活クラブエナジーには、うちの社員、田村が研修に行きました。やっぱり委託してしまうとそれなりの委託料がかかります。それであくまで社員がそれを理解していないと、やっぱり経営の安定化に繋がりません。それとあと、先ほど申し上げた特定地域づくり協同組合から派遣した職員も、太陽光パネルの発電量だったり、太陽光パネルの設置に今まで違う会社でやっていた方を特定地域づくり協同組合で雇い上げました。それなりの知識が2人ともありますので、その2人をもとにしていくさかてらすの運営の母体を築き上げていきたいと思います。社員がしっかり理解していないと経営は成り立ちませんので、安に委託するのではなく、社員の中のスキルアップをしていきたいそういうふうに考えております。答弁は以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 社員の方たちでやっていかれるということで次の質問に移ります。

次は福祉センターやまなみ荘の木質チップボイラーについて伺います。予定されていた説明を議会でも受けたんですけども、それと同じオーストリア製のボイラーが導入されたのか、またこれから稼働していくと、維持管理とか点検っていうのも必要になってくると思うんですけども、そういう維持管理についての考え方、また木質チップの燃料費っていうのは年間いくらくらいっていうふうに試算されているのかお願いいたします。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 3番 島議員のご質問にお答えします。

やまなみ荘の木質チップボイラーについてでございます。やまなみ荘のチップボイラーはおっしゃられたとおりオーストリア製のE T A社の製品を導入しております。また維持管理と点検についての考え方でございますが、令和5年度の導入調査で、報告書をいただいております。そこで他社製品と比較しまして、維持管理や点検で負担が少ない製品を選択して導入しております。

次に木質チップの燃料費の試算についてでございます。現在やまなみ荘への木質チップの供給体制や設備の規模を関係機関と調整中であります。木質チップの供給単価についてはまだ決定しておりません。そのため現在明確な試算までにはいたっていないのが状況であります。供給単価の考え方としまして、やまなみ荘の木質チップの使用料でございますが、年間で100トンから150トンを見込んでおります。現行のL Pガスボイラーより、年間の燃料費が削減できる価格で木質チップの調達を調整していきたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） ただいま答弁いただきましたE T A社のボイラーなんんですけども、これ、240キロワットのものが1台入ったということでよろしいでしょうか。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 再質問にお答えします。おっしゃるとおりでございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 同じようにやっぱり脱炭素化を目指してオーストリア製のボイラーを導入した信州高森温泉についてちょっと伺ったんですけども、こちらはオーストリア製のあのK W Bという300キロワットのものが2台入ってるそうなんですけれども、木質チップの生産っていうのは2つの事業者にお願いしていて、年間でチップ代金として1133万円かかっているという話を伺いました。1日あたり規模がちょっと違うと思いますので、やまなみ荘240キロワットで、高森温泉300が2つなんで600キロワットということで違うんですけども、それを1立方当たりで換算すると4600円くらいになって、説明されたことだと1日当たりの使用量が2.3立方くらいだったと思うんですけども、結構やっぱオーストリア製っていうことで、メンテナンスとかも日本の代理店とかと契約をしたりとか、あと維持管理っていうのも指定管理で874万円かかってるっていうふうに聞いたんですけども、その他に点検料としてもかかったりとかしてやっぱりその外国製のものなので1回ちょっと調子が悪くなっちゃうと、なかなか部品の調達とか修理する人が全国回っていて、なかなか来てくれないっていうようなこともあって、その他に何か灯油でボイラーも併設して残しているそうで、灯油代っていうのも結構かかるみたいな話も聞きました。結構維持管理っていうのも大変そうなのかなっていうふうには思ったんですけども、やまなみ荘としては、E T A社のものでそんなにメンテナンスとかもかからないという今お話をいただいたので、チップについても、ただいま調整中ということで、いろいろと次の質問でも森林についても伺うんですけども稼働を、修繕で修繕っていうかやまなみ荘全体が今年度修繕をされるっていうことで修繕後に稼働していくということで、よろしいですかね。

それでは次の質問に、移ります。次は、森林整備について伺います。今のやまなみ荘のチップの供給なんかのことも関連してくるとは思うんですけども、令和7年度の当初予算で里山整備事業、森林整備区域抽出業務として委託料352万円っていうのが認められています。その進捗状況っていうのはいかがでしょうか。あとは森林整備、木材の活用の現状と今後の計画などについても教えてください。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 3番 島議員の森林整備里山整備事業、森林整備区域抽出業務の進捗状況等についてのご質問にお答えいたします。

当業務につきましては契約について現在済んでいる状況となっております。業務内容についてですが道路から集材距離150メーターから300メーターの範囲内の森林を想定し実際に搬出可能な森林を抽出しますが、森林事業体などから聞き取り調査を行うとともに、分析により抽出した森林の現地確認を行います。森林整備計画については、抽出した森林の在籍やバイオマス賦存量の推計や、バイオマスの利用方法を考慮し、材種・部位別のバイオマス出材積量の分析を行うものでございます。

木材活用の現状につきましては、手付かずの森林が多くあるため、この業務によりまして森林整備可能箇所の洗い出しを行うとともに、この業務結果のデータをもとにして森林整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 令和6年6月に字引前議員が森林の活用について質問をされていて、年間350トン70年分が貰えるって振興課長答弁されてるんですけども、今回の抽出作業によって、搬出できるところの木を抽出していかれるんですけども、それだけのやっぱり材っていうのが搬出可能なのか、またそれをどなたが森林整備とかその事業者さん、担う方っていうのをどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 再質問にお答えいたします。

まず、この業務につきまして森林整備ができる可能の森林を抽出するという業務を1年かけて行います。その結果に基づいて、今後どのようにしていくかということも含めまして、業務の方でしていく予定となっておりますので、また事業を進めていく中で報告できることがありましたら、また報告したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。答弁は以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 村政懇談会の中で、就労センターでシイタケのホダ木を買った方が就労センターの方からちょっと原木が足りなくって、今回岡谷の方から買ったと。来年以降ね、就労センターでの駒打ち業務っていうのが、できるかどうかわからないみたいなことをなんか言われて、心配して村政懇談会で質問された方がいらっしゃるんですけども、村長さんは高津屋森林公園の駒打ちの体験のことで、高津屋の方では土俵の周りからクヌギの木を伐採して、350本が確

保できているっていうことと、あと残りの300本は松本広域の方で購入されて地元でも供給、原木の供給が可能ですので駒打ち体験も、来年以降もやっていかれるっていうことを答弁されていましたけども、そういうようなキノコの原木であったりとかも全部生坂で供給っていうことも可能でしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 再質問にお答えいたします。

シイタケの原木につきましてですが、高津屋森林公園、島議員おっしゃられたように高津屋森林公園でやるシイタケ駒打ち体験教室については、高津屋森林公園で調達をしております。不足分については、今森林組合から購入をしてございますが、そこら辺の社会就労センターで行っている駒打ちについてですが、そういう材が取れるかどうか併せて多分できるのではないかと思いますので、また報告させていただければと思います。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 令和5年度も森林調査されてますし、今年度も抽出作業っていうのがされますので、チップとかそのキノコの原木なんかも生坂産100パーセントで、調達できるようになつた。

次の質問です。山清路金戸山登山道整備について伺います。「山清路金戸山百体観音保存会」っていうのがあったんですけども、高齢化とか人員の不足などから、もう活動ができないっていうことになって、百体観音が文化財として教育委員会の管轄となってますので、教育委員会さんの方に金戸山の整備というか管轄していただいてます。今の金戸山の登山道整備についてのお考えを伺いたいですお願いします。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 3番 島議員の山清路金戸山登山道整備についてのご質問にお答えいたします。

金戸山には以前は畠がありまして、地元の方たちが畠に行く道・作業道として利用しておりましたけども、畠の利用もなくなってきて、道も徐々に利用されなくなっていました。山清路から金戸山にかけて建立された百体観音は70数体が確認されており、現在の道はその観音像を巡礼するため、宇留賀区の皆様が平成20年に「山清路金戸山百体観音保存会」を設立し、保存会によりまして平成20年度から3年間かけ、県の支援を受け巡礼道と東屋などの整備が行われました。以降保存会の皆様により、年数回、草刈りなどの整備を行っていただき教育委員会、公民館でも11月3日に巡礼イベントを開催してまいりました。

「山清路金戸山百体観音保存会」は先ほど議員からもありましたとおり、会員の高齢化もあり、2年ほど前に解散をしたということを承知しております。そのため、その後の整備につきましては、地元の元会員の方数名により、草刈り等を年2回程度行っていただいております。今後もそうした理解ある地元の方を中心に整備を行っていただくことを基本といたしまして、負担の大きい作業となる場合には、大好き隊との協力による整備も含め行えるよう、作業を続けていただいてる方と調整をしているところでございます。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 今も役員会の方とかとできる人たちだけで何とか整備作業をやって、大きな倒木があつたりとか、危険な倒れそうな松枯れの木があつたら、教育委員会さんにお願いをして、シルバーさんにとかそういう方たちにお願いするような、お金を出していただくしかないかなというような話をしてるんですけども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 再質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃられるとおりかと思います。金戸山百体觀音は村指定の有形重要文化財であります。これにつきましては、指定文化財にはその所有者、管理者がおりまして百体觀音は宇留賀区のものとなっております。文化財の維持管理は所有者が行うことが基本でありますので、巡礼道も百体觀音の保存とその存在を広く知っていただくために、保存会を設立していただいた経過もございますので、現状では所有者である宇留賀区の皆さんのが中心となり整備を行っていただきまして、当然協力はさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 今、集落支援員の方が1人で登山道の点検とか見回りとか、危険な倒木の除去とか伐採っていうのもやっていただいている状況ですので、クマの目撃情報があったこともありますし、大好き隊の方でもチームとか例えばその組んでいただいて金戸山の整備もご協力いただけたらなというふうに思います。あと先ほどクマの目撃情報があってから、トイレの横の階段っていうのがずっと上がれなくなってるんですけども、これっていうのはずっと通行止めになってるような状況でしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） ただいまご質問いただきました件につきましてですが、東屋手前までの間で、大きな松枯れの倒木がありますので、それが除去できるまで、危険がありますのでいつまでとは言えないんですが、当分の間、今の状況のままでお願いしたいと思います。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 倒木の除去もやっていただけるということで、よろしくお願ひします。

次の質問です。森林環境保全と生物多様性等を絡めた教育活動についてのお考えをお願いいたします。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 森林環境保全と生物多様性を絡めた教育活動についてのお尋ねであります。地球上の生命には、多様な姿の生物が含まれ、この生き物たちの命の繋がりである生物

多様性について学ぶことは大切なことだと考えております。限られた授業時間の中で、森林環境保全と生物多様性など自然学習に特化していくことは難しいわけですが、一貫教育の柱の一つであります I k u s a k a 学で、村の自然についても学べるように進めており、令和 6 年度に中学校で、取り組みが始められました。今年度から小学校で I k u s a k a 学に本格的に取り組みを始めております。3 年生から 6 年生までが縦割りで 4 グループにわかれ、自分たちで村に関するテーマを決め、それについて学びを進めることとしております。そのうちの一つのグループは、自然について学ぶということについて学びを進めていることとなっております。

この学びにつきましては、9 月に中間発表、来年 2 月に最終発表が予定されており、自然について学ぶグループだけでなく、その成果はみんなで共有が行われるものと期待をしております。この他にも、小学校では花を植えたり、畑での野菜の栽培も行われており、生物多様性の学びの一つだと考えております。中学校での I k u s a k a 学では、1 年生はぶどう栽培、2 年・3 年生は村の様々なことについて学ぶこととしており、その中で生物多様性についての学習も予定がされております。

このように、小中学校ともに、生物多様性について学ぶ機会は設けられており、必要があれば村の山について学ぶこともあるでしょうし、山に行くこともあるかもしれません、特に森林環境保全と絡めることはしておりません。I k u s a k a 学を進める上では、地域の皆さんにご協力をいただくようになっておりますので、そうした中で、村の森林や自然の大切さなどについてもお話を伺えればということで期待をしているところであります。以上でございます。

○3 番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3 番（島幸恵君） 昨年度の第 2 のふるさとづくりプロジェクトで来てくださってた立教大学の奇二先生が、子供たちとか対象にイベントを開いてくださって、そこにも小学校の先生とか中学校の先生も来ていらして、学校にもこういう教育を取り入れるのはどうしたらいいですかねとか。でも呼んだら何か呼ばれたら来ますよ、みたいなこともおっしゃってくださってたので、いろんな先生とかいろんな地域の方とかにも教えてもらいながらとか、地域の自然の中で学ぶ環境っていうのができたらいいなというふうに思いました。

それでは、次の質問に移ります。防災訓練について質問いたします。今年度も防災訓練が、8 月 31 日の日曜日に計画されているというふうに伺いました。例えばその防災訓練を平日に学校とか村の施設とか社会福祉協議会、農業公社とか道の駅、商工会などと連携してやっていくっていうことはできないでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3 番 島議員のご質問にお答えをいたします。

現在総合防災訓練は議員ご指摘のとおり、秋ごろ全村を対象とした避難訓練を実施しており、台風、大雨、地震等を想定し、村・議会・各自主防災組織・消防団・防災士・社会福祉協議会・医療機関が連携をして行っているところでございます。現在多くの関係者にご参加をいただいているところであります。島議員ご指摘の平日の実施は、日程調整や、平日お勤めをされている村民の皆さん、消防団員、防災士など大勢の皆さんへの参加を促すには、大変難しいではないかと考えております。また、学校関係は、教育委員会が所管している訓練も実施しておりますし、その他施設につきましても、それぞれ訓練を実施しておりますので、平日に各施設を介しての防災訓練につきましては、現在考えていないところでございます。以上答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） やはり平日となるとお仕事とかもされてたりとか、役場も窓口業務があるのかなとは思います。例えば道の駅なんかは休日でもできるのかなというふうに思うんですけども、村外の方とかお客様がいらっしゃるときに、どういうふうな対応を、例えば職員の方がやっていったらいいのかとか、あとは社会福祉協議会なんかも要配慮者の方の避難とかのときとか、福祉避難所というところでも大きな役割っていうのを果たしていくのかなというふうに思います。村政懇談会の中でも、関係機関との連携っていうのは十分できているというようなお答えをされていて、そのとおりだと思うんですけども、やっぱりいつ何が起こるかわからないというところで、いろんな機関の方も一緒に、こういうときは高齢者の方、利用者さんが例えばそのデイサービスはいるけどそこはデイはデイでやってらっしゃるんですけども、全体の中でこういう動きをしていくよっていうようなこともあったらしいのかなというふうに思って質問をさせていただきました。

最後の質問です。防災訓練、日曜日に大体行われているんですけども、私の区なんかは結局その役員の方が多く参加はされるんですけども、ご自分で歩いたりするのが難しい方、歩行が困難な方とかが、参加されてないのかなっていうふうに思っています。防災訓練に参加されることが少ない方の避難についての考え方をお願いいたします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 質問にお答えをさせていただきます。

自力での歩行が困難な方の避難についてというご質問でございますが、今年度、村では総務課と健康福祉課が連携し、県からアドバイザー派遣の協力を得まして、試験的に選定した地区で個別避難計画の作成を計画しております。今後、この計画策定の経過を踏まえまして、各区への普及を図りたいと考えております。個別避難計画により円滑かつ迅速な避難を確保し災害時の安全を高めることができます。

自力での歩行が困難な方の避難につきましては、台風等のように災害が事前に予想される場合におきましては、社協で管理している防災福祉簡単マップに登録している要支援者台帳に基づき、事前避難も可能でございますが、局地的な豪雨や地震災害等のように地区外から支援がすぐに届かない災害も予想されます。したがいまして、支援には地域住民の協力が必要でありまして地域全体で備える必要があると考え、個別避難計画の作成を進めていく予定でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） また字引前議員が質問されたことからなんですけども、災害発生時の高齢者要支援者に対するその避難救助支援体制ということで質問をされていて、総務課長が平常時から要支援者の把握に努め、名簿を作成し、災害時は要支援者本人の同意の有無に関わらず効果的に利用し、社会福祉協議会や自主防災組織、地域の住民にも協力いただき、避難誘導活動を実施することとしているというふうに答弁されています。先ほど課長も答弁いただきましたとおり、社協さんの方にはもう名簿はできているということで、今年度から個別避難計画を作成するという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

社協の方に登録しております台帳につきましては、社協側の方の介護情報、それと健康福祉課側の方の障害者情報も含めて登録をしている状況でございます。

それと、個別避難計画につきましては、昨年度から作っておりまして昨年質問いただいたときには、1名の作成を進めているということでお答えをさせていただいているんですが、現在障害者と介護の関係で3名の方、これはかなり行政の支援が必要な方ということころでありますけれども、そちらの方の計画は作ってございます。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） 村の地域防災計画の第8節の要配慮者支援計画で個別避難計画の作成について記載がありまして、村の防災計画に基づいて、いろんな部局と連携して社会専門局職の方、社会福祉協議会、民生委員、地域住民っていうことも書いてありますし、いろんなところと連携をして、個別避難計画を作成するように努めるっていうふうに書いてあります。このマニュアルにも要配慮者の方の避難手順ということで書いてありますし、村の災害対策本部から事前避難の要請が出ましたら社会福祉協議会と消防団、自主防災組織が連携をして、名簿にのっとって避難誘導を開始というふうに書いてあって、地域住民、私もその自主防災組織には入ってるんですけども、この要請が出たときに、誰がどのようにっていうところがちょっとわからなくなつて、避難誘導を、私達その名簿っていうのもわからないので、どなたかっていうところをすいません、最初に避難誘導されていきますでしょうかってすいませんちょっと時間がなくなってしまったんですけど。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

避難開始の指示ですが、災害対策本部が立ち上りますので、その指示に従いまして避難の方は行われるというふうに理解をしております。以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵） 島議員。

○3番（島幸恵君） それでは終わります。

○議長（藤澤幸恵） 以上で一般質問を終わります。

---

## ◎散会

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、17日火曜日の午前10時から再開し、委員長報告および追加議案の提出並びに討論・採決等を行います。

本日はこれにて散会します。

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後 3時31分



地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年6月11日

議長 藤澤幸東

署名議員 進藤彩

署名議員 中川寿明

# 令和7年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

8日目（6月17日）

○委員長報告	
○議事日程の追加	
・議案第37号「生坂村監査委員の選任について」	
・議案第38号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」	
・議案第39号「生坂村教育位以内委員の任命について」	
・議案第40号「生坂村教育委員会委員の任命について」	
○議事日程の追加5	
・発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」	
○議事日程の追加6	
・発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」	
○議事日程の追加7	
・発議第4号「県立木曽病院での分娩継続及び麻酔科医・産科医の確保を求める意見書の提出について」	
○議事日程の追加8	
・発議第5号「高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について」	
○議事日程の追加9	
・発議第6号「持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について」	
○議事日程の追加10	
・議員派遣の件	

・会議録署名議員の指名	5 P
・委員長報告、質疑、討論、採決	5 P
・追加議案の朗読説明	17 P
・採決	17 P
・議員発議第2号の朗読説明	18 P
・質疑、討論、採決	22 P
・議員発議第3号の朗読説明	23 P
・質疑、討論、採決	5 P
・議員発議第4号の朗読説明	5 P
・質疑、討論、採決	5 P
・議員発議第5号の朗読説明	5 P
・質疑、討論、採決	5 P
・議員発議第6号の朗読説明	5 P
・質疑、討論、採決	5 P
・議事日程の追加10	5 P
閉会中の継続審査の申出	24 P
・村長あいさつ	24 P
・閉会の宣言	27 P

# 令和7年第2回 生坂村議会定例会

令和7年6月17日 午前10時 再開

## 議事日程

【8日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

# 令和7年第2回 生坂村議会定例会

令和7年6月17日

## 追 加 議 事 日 程

【 8日目－追1 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第37号	生坂村監査委員の選任について	
2	議案第38号	生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について	
3	議案第39号	生坂村教育委員会委員の任命について	
4	議案第40号	生坂村教育委員会委員の任命について	
5	発議 第 2 号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	
6	発議 第 3 号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について	
7	発議 第 4 号	県立木曽病院での分娩継続及び麻酔科医・産科医の確保を求める意見書の提出について	
8	発議 第 5 号	高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について	
9	発議 第 6 号	持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
10		議員派遣の件	

---

出席議員（8名）

1番 進 藤 彩 君	2番 望 月 一 将 君
3番 島 幸 恵 君	4番 山 本 吉 人 君
5番 藤 澤 幸 恵 君	6番 太 田 讓 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 市 川 壽 明 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 坂 爪 浩 之 君
教 育 長 藤 澤 正 司 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 中 山 茂 也 君	教 育 次 長 藤 澤 保 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 平 林 邦 寿 君	書 記 田 中 翔 太 君
------------------	---------------

---

## 開議午前10時00分

○議長(藤澤幸恵君) 起立。礼。着席してください。

### ◎再開

○議長(藤澤幸恵君) これより令和7年第2回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(藤澤幸恵君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、感染症予防対策のため、適宜休憩換気を行い、マスクの着用につきましては、個人判断とします。

○議長(藤澤幸恵君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(藤澤幸恵君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 望月議員、3番 島議員を指名します。

---

### ◎日程2・委員長報告

○議長(藤澤幸恵君) 日程2・この10日に各常任委員会に付託した議案第32号から議案第36号までの事件案1件、条例案1件、予算案3件、請願7・第2号、請願7・第3号、請願7・第4号、陳情7・第2号、陳情7・第3号のあわせて10件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) はじめに、総務建経常任委員長 望月議員。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 総務建経常任委員会を報告

生坂村議会議長 藤澤幸恵殿

総務建経常任委員長 望月一将

総務建経常任委員会審査報告をいたします。

総務県営常任委員会は6月10日、本議会にて、事件案1件、予算案1件について付託された議案審査を6月12日午前10時から役場第2会議室にて、出席委員 望月、進藤、太田、藤澤。行政

から 村長、副村長、総務課長、総務係長、財政係長、村づくり推進室長、振興課長、建設係長、産業係長の出席で開催しました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### 議案第32号「建設工事請負変更契約の締結について」

この議案は、昭津区における生坂村防災行政無線屋外子局のデジタル化改修工事について設置場所変更に伴う請負変更契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号および生坂村議会の議決に付すべき契約および、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、移設先と工事費108万9000円の増額理由に関して、こちらの問いには、移設先は木材体験ふれあい館内。予算の増額理由については、設置場所変更に伴い、移設のための基礎工事や、配線延長等による材料費にかかるものとの回答でした。

防災無線の難聴地区の改善についての問いには、設置場所の変更により、下の田地区や下生坂地区で聴取範囲が改善される。また、今回の移設工事の中でも、試験電波や住民への聞き取り等を通じて、更なる改善に努めていくとの回答でした。

#### 議案第34号「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に6936万8000円を追加して、総額36億7136万8000円とし、地方債の限度額を2750万円追加する補正予算です。

主な内容は、歳入で地方交付税1108万7000円、県支出金1663万9000円、諸収入819万7000円、地方債2750万円を増額し、歳出では、各款において、人事異動等による人件費の補正を行い、総務費は2110万4000円、民生費376万1000円、農林水産業費3861万円、土木費381万1000円を増額する補正予算です。

総務課関係・振興課関係について、採決の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について主な質疑は、今回新たに示された「地域活性化起業人制度」について、これは三大都市圏の民間企業の社員を一定期間、地方自治体に派遣する制度で、総務省が推進しており、地方自治体に民間の知見やスキルの導入をすることで、地域の課題解決や活性化を促進し、参加企業や、起業人にとっては、地域課題への理解や社会貢献経験を促すという説明がありました。

今後の具体的な内容やスケジュールについての問いには、本予算の採択後に公募を開始するため、現段階では詳細は未定。近隣自治体では、白馬村が進めているため、情報収集をしながら進めていく予定だが、当村では、生成AIを活用した情報発信や教育関係への導入を模索しながら、行政全般の業務効率化を図っていく意向との回答でした。

振興課関係について主な質疑は、相模女子大との連携事業について村民への活動内容の周知や、さらに多くの住民参加があっても良いのではないかとの問いに、本事業は10年目を迎え、学生の活動が道の駅などの売り上げ向上や地域団体の活性化への貢献が認められる。村民との交流があり、理解は得られていると考えているため今後継続し、広報いくさか内等で活動内容を周知していく予定との回答でした。

雲根地区での実証実験について、当初予算で決まった農地耕作条件改善事業による当該地区的実証実験の進捗はとの問いに、本事業により、同地区的農用地の利用がしやすくなる見込みで、今後も耕作条件の改善を図るとともに、農用地保全の実証も含めて継続をしていきながら、使いやすい状態にしていく。併せて、担い手の確保も進めていくとの回答でした。

購入予定のハンマーナイフモアとコンバインの財源はとの間に、農業公社に直接交付される国の補助金と公社負担分を除いた補助残分を村が補助する。財源には、農業機械整備事業債590万円が充当されるとの回答でした。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上、総務建経常任委員会報告といたします。

○議長(藤澤幸恵君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○3番(島幸恵君) 議長

○議長(藤澤幸恵君) 島議員。

○3番(島幸恵君) 3番 島幸恵です。

議案第34号「生坂村令和7年度一般会計補正予算（第1号）」について質問いたします。8ページの款の5 農林水産業費、項の1 農業費、目の3 農業振興費、節の18 負担金補助および交付金についてお尋ねいたします。

この負担金および交付金941万9000円となっています。先ほど委員長報告にもありましたハンマーナイフモアとコンバインを購入補助のためのお金というのが590万円だと理解いたしました。もう一つとして、ぶどうの研修園に雨よけをつける、作るということが説明されました。この研修園に雨よけを作る事業が941万9000円から590万円を引いた351万9000円という理解でよろしいでしょうか。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 望月議員。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 先ほどの島議員の質問に回答いたします。

農業振興費における負担金補助金および交付金の内訳を知りたいとのご質問かと思います。さきの常任委員会においては、農業機械購入の件で議論が終始していたと委員長は理解をしています。委員長報告もその議論を基に作成しております。委員会としては、事業の必要性と財源の整理を確認した上、原案可決といたしました。その上で島議員の質問にお答えしますと、10アルの研修農園の雨よけにかかる金額はおっしゃるとおりのそのとおりの金額と認識しております。以上です。

○議長(藤澤幸恵君) 他に質疑はありませんか。なければ、次に社会文教常任委員長 島議員。

○3番(島幸恵君) 議長

○議長(藤澤幸恵君) 島議員。

○3番(島幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長 藤澤幸恵殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は6月10日、本会議において、社会文教常任委員会に付託された条例案1件、予算案3件、請願3件、陳情2件の案件について、この13日午前10時から第2会議室において委員議員、島、市川、山本、平田の4名が出席し、委員会を開催いたしました。

出席者は、藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名。説明者には、坂爪住民課長、松沢健康福祉課長、藤澤教育長、藤澤教育次長、関係係長他4名で詳細に説明を受け、審査を行い

ました。慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

#### 議案第33号「生坂村税条例の一部を改正する条例案について」

この議案は、関係法令の改正により生坂村税条例の一部を改正する条例案です。

主なものとして、新たに特定親族特別控除額が追加されます。また、附則に「加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例」が追加されます。加熱式たばこの税率が、紙巻きたばこよりも低かったので、税率の公平性を保つための改正です。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑として、特定親族が加わった経緯はというものがありました。それに対して、控除が受けられる上限まで、働くことを控える傾向があり、近年人手不足が言われていること、特定親族とは、19歳以上23歳未満の扶養親族を指し、この年代の子の給与収入があっても、親が扶養控除を受けられる額が103万円以下から123万円以下に変更になること。19歳以上23歳未満の学生の給与収入が、123万円から188万円まであっても、親が扶養控除を受けることができること。ただし、150万円を超えるとだんだん控除額が下がるような仕組みになっている、との説明がありました。

加熱式たばこの税率がどのくらいあるのかという質疑に対して、国が出している今回の改正の資料によると、今まで加熱式たばこ1本当たり0.35グラムのものは、紙巻きたばこと0.8本に換算されていたが、今回、加熱式たばこ1本当たり0.4グラムで、紙巻きたばこ1本という換算の変更になるかと思う、との回答がありました。

次に、

#### 議案第34号「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」です。

この補正予算案は、住民課関係の主なものとして、定額減税における額の給付に伴う必要経費を計上として459万8000円、子ども子育て支援制度に対応するシステム改修に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰出金が90万8000円など。

健康福祉課関係で、障害者自立支援システム改修委託料、報酬請求に使用するサービスコードの修正に伴うシステム改修の委託料として129万7000円。高齢者生活福祉センター一室にある温水器が故障したため、設備の交換に委託料41万8000円など。

教育委員会関係で視力検査機と移動式冷房機の購入費で28万6000円。文化財保護委員会費として、一星亭の見学会、片付けなどの費用で106万8000円、うち県の元気づくり支援金が77万9000円などです。

社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、住民課関係では、定額減税に伴う調整給付金400万円を概算での給付対象者130名に給付する事業で、システム改修委託料55万円について質問がありました。給付者を抽出するための委託料との回答でした。

健康福祉課関係では、障害者自立支援システムのサービスコード修正に伴うシステム改修の委託料について質問がありました。国が示した介護給付費と単位サービスコードが一部異なる単位で設定されていたことによる改修だが、費用については2分の1しか補助されない。それについては村としても全額補助されるべきだと考えるが、支援されない状況との説明がありました。

教育委員会関係では、備品として購入される視力検査機と移動式冷房機についての質問がありました。検査機は、学校保険安全法等をもとに作成された児童生徒等の健康診断マニュアルで示す判断基準が満たされていない旧型のものであり、今回更新をしたいこと。冷房機については2台購入し、中学校の男女の更衣室に1台ずつ置いて使う予定であることが説明されました。

一星亭を文化財として保存・活用するため、元気づくり支援金が使える最後の年で、どのような活動を考えているのか、という質問に対し、講師を呼んで、見学会を年4回予定していること、他市町村でもその文化財を活用しているところがあれば見学に行くことも考えている、と回答されました。

一星亭の委託料86万9000円についての内訳が質問されました。土蔵や主翼の片づけの他、樹木の整備、一星亭の看板作成・設置にかかる委託料との説明でした。

一星亭の勉強会で、建物の活用をするには耐震化が必要、そのためには1億円くらいかかると聞いた。活用に向けてかかるお金を村民にどのように説明し、理解を得ていく考え方との質問には、これまでの3年間は、まずは片付け、整備をするところから始めている。今後は顕彰会の皆さんとも相談をしながら、資金集め等についても検討する必要があり、具体的に村民の皆さんに示すものが出ていない。今後の課題との回答でした。

次に、

議案第35号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、

この補正予算は、子ども子育て支援に国保からのお金を充てるためのシステム改修委託料、319万円を増額するものです。財源は国庫支出金です。子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みの一環で、財源についても広く徴収するため、システム改修がされます。

全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

次に、

議案第36号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてです。この補正予算は、令和8年度から保険料が改定されることに伴うシステム改修費90万8000円を増額するものです。財源は、繰入金です。

国民健康保険と同じく、子ども子育て支援制度に充てるため、令和8年度から段階的に保険料が上がります。子ども子育てを支援するお金をみんなで広く負担するためのシステム改修費です。

全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、システム改修の内容についての質問がありました。国の少子化対策である子ども子育て支援に対する給付や事業費に充てるために、令和8年度から広く、後期高齢、国保、共済等医療保険料から段階的に徴収するためのシステム改修であると説明がありました。後期高齢者医療保険ではどのように保険料が変わらるのかという質問に対しては、今案として出ているのが、月額大体200円ぐらいの増額との回答でした。

次に、

請願7第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願について」

自治体間の格差が生じることは大きな問題であり、義務教育費国費負担を現在の3分の1から2分の1に戻すべきだという請願書の趣旨に賛同し、全員賛成で国に意見書を送るべきと決定いたしました。

請願7・第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書について」

学校現場の膨大な業務量を緩和し、子供1人1人に寄り添った対応を求める請願書の趣旨に賛同し、全員賛成で国に意見書を送るべきと決定いたしました。

請願7・第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める請願について」

木曽地域での分娩が休止されることは問題であり、医療などが集約されることで、人口が都市部に集中することになるとの請願書の趣旨に賛同し、全員賛成で県に意見書を送るべきと決定しました。

陳情7・第2号「高額医療費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情について」

高額医療費の自己負担は、上限額が引き上げられると患者の命に関わることであるとの陳情の趣旨に賛同し、全員賛成で意見書を提出すべきと決定いたしました。

陳情7・第3号「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情」について。

学校現場の長時間労働は、教育課程の時数と内容過多：カリキュラム・オーバーロードの問題だけではありませんが、学習指導要領の内容などの精選は必要とし、全員賛成で意見書を提出すべきと決定いたしました。

以上の結果と、審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

---

○議長(藤澤幸恵君)　社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

---

### ◎討論

○議長(藤澤幸恵君)　なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました議案第32号から議案第36号までの事件案1件、条例案1件、予算案3件、請願7・第2号、請願7・第3号、請願7・第4号、陳情7・第2号、陳情7・第3号の合わせて10件を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長(藤澤幸恵君)　反対討論はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君)　なければ、討論を終わります。

---

### ◎採決

○議長(藤澤幸恵君)　これより採決に入ります。はじめに、議案第32号「建設工事請負変更契約の締結について」を採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君)　挙手全員です。

よって議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君)　次に、議案第33号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君)　挙手全員です。

よって議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、議案第34号「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって議案第34号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、議案第35号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、議案第36号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、請願7・第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願」を採決します。

請願7・第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、請願7・第2号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、請願7・第3号「さらなる少人数学級推進と、教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願」を採決します。

請願7・第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、請願7・第3号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、請願7・第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医、産科医の確保を求める請願」を採決します。

請願7・第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、請願7・第4号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、陳情7・第2号「高額医療費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情」を採決します。

陳情7・第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって陳情7・第2号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、陳情7・第3号「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情」を採決します。

陳情7・第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって陳情7・第3号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) ここで暫時休憩したいと思います。

全員協議会を行いますので、第3会議室にお集まりください。

---

休憩 午前 10時32分

再開 午前 10時50分

---

○議長(藤澤幸恵君) 再開いたします。

#### ◎議事日程の追加

○議長(藤澤幸恵君) お諮りします。お手元に配付してある日程のほかに、本日、理事者より追加提案されております

議案第37号「生坂村監査委員の選任について」

議案第38号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議案第39号「生坂村教育委員会委員の任命について」

議案第40号「生坂村教育委員会委員の任命について」

議員より提出されております

発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出について

発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出について

発議第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める意見書」の提出について

発議第5号「高額医療費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書」の提出について

発議第6号「持続可能な学校の実現を目指す意見書」の提出について

の合わせて9議案と、議員派遣の件を追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 「異議なし」と認めます。  
よって、9議案と議員派遣の件を日程に追加します。  
ここで、追加日程を事務局より配付しますので、しばらくお待ちください。

---

### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(藤澤幸恵君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、追加議案のご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

議案の説明につきましては、

議案第37号「生坂村監査委員の選任について」

この人事案件は生坂村監査委員の池本貞夫氏が任期満了となるため、新たに牛越猛氏を、選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和7年6月23日から令和11年6月22日までの4年間であります。

議案第38号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

この人事案件は生坂村固定資産評価審査委員会委員の山崎智吉氏が任期満了になるため引き続き山崎智吉氏を、選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間であります。

議案第39号「生坂村教育委員会委員の任命について」

この人事案件は、教育委員会委員の久保田有利子氏が、任期満了になるため、引き続き久保田有利子氏を任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和7年7月1日から、令和11年6月30日までの4年間であります。

議案第40号「生坂村教育委員会委員の任命について」

この人事案件は、教育委員会委員の小林和雄氏が任期満了になるため、新たに小林大茂氏を任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和7年7月1日から令和11年6月30日までの4年間であります。以上の議案でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(藤澤幸恵君) 提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎追加日程1・議案第37号～追加日程4・議案第40号

○議長(太田譲君) お諮りします。

追加日程1・議案第37号「生坂村監査委員の選任について」

追加日程2・議案第38号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」  
追加日程3・議案第39号「生坂村教育委員会委員の任命について」  
追加日程4・議案第40号「生坂村教育委員会委員の任命について」の人事案4件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 「異議なし」と認め、追加日程1・議案第37号、追加日程2・議案第38号、追加日程3・議案第39号、追加日程4・議案第40号の4件を一括議題とします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(中山茂也君) (総務課長 朗読説明)

説明は以上となります。ご同意賜りますようお願ひいたします。

○議長(藤澤幸恵君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

## ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) この議案は、それぞれ人事案件ですので、質疑・討論を省略し、採決に入ります。

最初に、議案第37号「生坂村監査委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって議案第37号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、議案第38号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、議案第39号「生坂村教育委員会委員の任命について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、議案第40号「生坂村教育委員会委員の任命について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎追加日程5・発議第2号

○議長(藤澤幸恵君) 追加日程5・発議第2号

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。

○3番(島幸恵君) 議長。暫時休憩を求めるといいんですけども。

○議長(藤澤幸恵君) ここで暫時休憩に入ります。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

---

○議長(藤澤幸恵君) 再開します。

先ほど追加議事日程の議案発議の訂正をいたしたいと思います。

一覧読み上げますのでお願ひいたします。

議員より提出されております。

発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出について

発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出について

発議第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める意見書」の提出について

発議第5号「高額医療費の自己負担額上限の引き上げをしないことを求める意見書」の提出について

発議第6号「持続可能な学校の実現を目指す意見書」の提出について

ということで訂正をお願いしたいと思います。

○議長(藤澤幸恵君) それでは、追加日程5・発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。3番 島議員。

○3番(島幸恵君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 島議員。

○3番(島幸恵君) それでは、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月17日提出

提出者 生坂村議会議員 島幸恵

賛成者 生坂村議会議員 市川壽明、生坂村議会議員 平田勝章、生坂村議会議員 山本吉人  
1枚おめくりください。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様

生坂村議会議長 藤澤幸恵

2025年度から、小学校の学級定員は全学年で35人となります。

しかし、多様化し、複雑化する教育の要請に応えるためには、中学校を含め、さらなる学級定員の引き下げが望まれます。国会および政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように2026年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

一 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1の復元などに拡充すること。

以上です。

○議長(藤澤幸恵君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

○議長(藤澤幸恵君) 質疑・討論に入ります。

追加日程5・発議第2号について、質疑・討論のある方の発言を許します。

初めに質疑はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(藤澤さ知恵君) 反対討論は無いようですので、賛成討論を省略し、討論を終わります。

---

### ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) これより採決に入ります。

追加日程5・発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。  
よって発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎追加日程6・発議第3号

○議長(藤澤幸恵君) 追加日程6・発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。3番 島議員。

○3番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○3番(島幸恵君) それでは、発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月17日提出

提出者 生坂村議會議員 島幸恵、賛成者 生坂村議會議員 市川壽明、生坂村議會議員 平田勝章、生坂村議會議員 山本吉人

1枚おめくりください。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様

生坂村議會議長、藤澤幸恵

学校現場は膨大な業務量に加え、1人1人の子供に寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を、勤務時間内に行なうことは極めて困難になっています。国会および政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2026年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

どの子にも行き届いた教育をするため、国の責任で、以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること

- 1 もらなる少人数学級の推進
- 2 複式学級の学級定員の引き下げ
- 3 教育基礎定数算出に用いる係数の改善。

以上です。

○議長(藤澤幸恵君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

○議長(藤澤幸恵君) 質疑・討論に入ります。

追加日程6・発議第3号について、質疑・討論のある方の発言を許します。

初めに質疑はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

---

### ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) これより採決に入ります。

追加日程6・発議第3号「さらなる少人数学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎追加日程7・発議第4号

○議長(藤澤幸恵君) 追加日程7・発議第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。3番 島議員。

○3番(島幸恵君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 島議員。

○3番(島幸恵君) それでは、発議第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める意見書の提出について」説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、県に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月17日提出

提出者 生坂村議会議員 島幸恵 賛成者 生坂村議会議員 市川壽明、生坂村議会議員 平田勝章、生坂村議会議員 山本吉人

1枚おめくりください。

「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める意見書」

県立木曽病院は木曽郡唯一の総合病院として、長年にわたり地域の周産期医療を支えてきました。また、木曽病院に住む人々の健康医療のよりどころにもなってきました。

しかし、令和8年度から県立木曽病院における分娩休止を予定しております。県立木曽病院の分娩の休止は、代わりの麻酔科医が見つからないため、であります。麻酔科医の不足は分娩廃止にとどまらず、外科手術全般の制限に繋がることから、木曽病院が中核病院として機能が果たせなくなる可能性があります。私達は、木曽地域の皆さんと連帯し、長野県に対し、以下の対応を強く求めるものです。

1 県立木曽病院における分娩を令和8年度以降も継続すること

2 県立木曽病院における分娩が継続できるよう、麻酔科医・産科医の確保に向けた具体的な対策を実施すること

3 地方創生の観点からも、木曽地域の医療を守るため、医師の確保など支援策を実施し、県としての責任を果たすこと

長野県知事 阿部守一様

長野県議会議長 山岸喜昭様

地方独立行政法人長野県立病院機構理事長 本田孝行様

令和7年6月17日、生坂村議会議長 藤澤幸恵

以上です。

○議長(藤澤幸恵君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長(藤澤幸恵君) 質疑・討論に入ります。

追加日程7・発議第4号について、質疑・討論のある方の発言を許します。

初めに質疑はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

---

#### ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) これより採決に入ります。

追加日程7・発議第4号「県立木曽病院での分娩継続および麻酔科医・産科医の確保を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎追加日程8・発議第5号

○議長(藤澤幸恵君) 追加日程8・発議第5号「高額療養費の自己負担上限額引き上げをしないことを求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。3番 島議員。

○3番(島幸恵君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 島議員。

○3番(島幸恵君) それでは、発議第5号「高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について」説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月17日提出

提出者 生坂村議会議員 島幸恵、賛成者 生坂村議会議員 市川壽明 生坂村議会議員 平田勝章、生坂村議会議員 山本吉人

1枚おめくりください。

「高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書」

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様

生坂村議会議長 藤澤幸恵

高額療養費は、がん患者を初め、重篤な疾患の患者にとって、まさに命綱です。重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられている方もいらっしゃいます。以上の趣旨から、以下の項目について求めます。今後も高額療養費の自己負担上限額の引き上げは行わないこと。

以上です。

○議長(藤澤幸恵君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

○議長(藤澤幸恵君) 質疑・討論に入ります。

追加日程8・発議第5号について、質疑・討論のある方の発言を許します。

初めに、質疑はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

---

### ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) これより採決に入ります。

追加日程8・発議第5号「高額療養費の自己負担上限額引き上げをしないことを求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## ◎追加日程9・発議第6号

○議長(藤澤幸恵君) 追加日程9・発議第6号「持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

提出議員の朗読説明を求めます。3番 島議員。

○3番(島幸恵君) 議長。

○議長(藤澤幸恵君) 島議員。

○3番(島幸恵君) それでは、発議第6号「持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について」説明いたします。

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月17日提出。

提出者、生坂村議会議員 島幸恵、賛成者 生坂村議会議員 市川壽明、生坂村議会議員 平田勝章、生坂村議会議員 山本吉人

1枚おめくりください。

「持続可能な学校の実現を目指す意見書」

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様

生坂村議会議長 藤澤幸恵

今、学校現場では、長時間労働の実態も改善されず、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。このため、次期学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減が強く求められます。つきましては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1 子供たちの豊かな学びを保障するため、カリキュラム・オーバーロードの早期改善および学習指導要領の内容の精選等を行うこと

以上です。

○議長(藤澤幸恵君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

## ◎質疑・討論

○議長(藤澤幸恵君) 質疑・討論に入ります。

追加日程9・発議第6号について、質疑・討論のある方の発言を許します。

初めに、質疑はありませんか

○議長(藤澤幸恵君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(藤澤幸恵君) 反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

---

## ◎採決

○議長(藤澤幸恵君) これより採決に入ります。

追加日程9・発議第6号「持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(藤澤幸恵君) 挙手全員です。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## ◎追加日程10・議員派遣の件

○議長(藤澤幸恵君) 次に、追加日程10 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしてあるとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 「異議なし」と認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

---

## ◎継続審査の申出

○議長(藤澤幸恵君) 次に、日程4・「閉会中の継続審査および調査の申し出について」を議題とします。

○議長(藤澤幸恵君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(藤澤幸恵君) 「異議なし」認め、議会運営委員長、太田議員、総務建経常任委員長、望月議員、社会文教常任委員長、島議員からの申し出がありました、閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

---

## ◎村長挨拶

○議長(藤澤幸恵君) 以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和7年第2回生坂村議会6月定例会の閉会にあたり御礼のご挨拶を申し上げます。10日から8日間の会期の6月定例会でございましたが、提出しました議案の原案どおりにご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、生坂村防災行政無線（同報系）デジタル化改修工事の「建設工事請負変更契約の締結について」もご承認を賜りました。当工事におきましては、屋外子局の音声が100パーセント近く村民の皆さんに確実に届くよう、整備調整を進めてまいります。これにより、防災情報の伝達体制をより一層充実・強化し、災害時における迅速かつ的確な情報提供が可能となることを目指してまいります。

また、一般質問や村政懇談会でご質問の多い「脱炭素先行地域づくり事業」につきましては、再生可能エネルギーの導入や公共施設の省エネ化、村民の皆さんへの補助事業等と併せまして、地域のレジリエンス＝災害やエネルギー供給の不安に対する対応力の強化という視点から、村民の皆さんに引き続きのご理解とご協力をいただきたいと考えております。

気候変動の影響が現実のものとなる中で、生坂村がエネルギーの地産地消やゼロカーボン施策を進めることは、環境保全の理念のみならず、災害時に地域機能を維持しうる「災害に強い村づくり」へつながってまいります。これこそが、村の将来を守る投資であると確信しているところでございます。

農山漁村振興交付金、山村活性化対策事業に応募しましたところ、6月12日に事業実施交付候補者として選定をされました。

山村活性化対策事業は、山村振興法に基づき指定されました振興山村において、農林水産物等の消費拡大や地域外への販売促進、付加価値向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取り組みに対して、最長で3年間支援をしていただけるものであります。

本事業では生坂村が事業実施主体となり、村内各団体等と緊密な連携を図りながら、村で生産される農林水産物を活用した新メニュー や体験プランの開発、既存商品の改良などを行い、地域経済の活性化を図るとともに、村民の郷土愛の醸成、関係人口の増加などを推進してまいります。

これらの取り組みを通じて、地域の魅力の磨き上げにより、当村ならではの賑わいのある地域社会の実現を目指してまいります。

今後、国と事業内容等について調整を行なながら、7月上旬までに事業実施計画書を作成し、承認された後に事業着手となります。

事業費実施に伴う補正予算につきましては、7月下旬から8月上旬頃に議会臨時会の開催をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

「生坂村絆づくり支援金」は、当初予算で200万円をお認めいただき、今月30日が申請の締め切りとなっております。

担当に聞きましたところ、現時点で5件ほどの申請と問い合わせが来ている状況でございます。

今年度は例年どおりの申請でございますので、審査の結果を踏まえてでございますが、予算内で収まるかと考えているところでございます。

「地域発 元気づくり支援金」を活用して行う事業は、今年度中に事業を完了しなければなりませんが、今定例会で関係予算をお認めいただきましたので、それぞれの事業に取りかかることができます。

そして、今年度も両支援金を活用して、それぞれに協働事業を行っていただきますので、実施される皆さんに力を合わせて、元気を出して活動をしていただき、村内外に小さくても、元気のある生坂村を発信していただければとお願ひする次第でございます。

今年度も来週から赤とんぼフェスティバル実行委員・区長合同会議などを開催し、各種イベントを昨年度と同様に開催してまいりたいと思いますので、議員各位と委員各位など関係の皆さんと協議をさせていただき、より良いイベントにしたいと考えております。

村が一つになるイベントにより、こうした交流の場が、世代を超えた絆を育み、生坂村の魅力を次代へと繋ぐ機会となることを願ってやまないところであります。

我々が定例会の場において議論を交わす目的は、ただ単に政策の是非を論じることではなく、村民1人ひとりの暮らしをより豊かなものにし、次世代へと誇れる村をつくり上げていくことに他なりません。

今後とも、議会と執行部がそれぞれの立場を尊重しながら、協働の精神を持って村政に取り組んでいきたいと考えております。

それでは村民の皆さんには英知と力を結集して、明るい夢や希望が広がる生坂村の未来のために、議員各位にも「生坂村第6次総合計画」「いくさか村づくり計画」を念頭においていただき、建設的なご意見、ご提言を頂戴しながら、検討協議をお願いし、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続により、村政運営を進めてまいる所存でございます。

議員各位には引き続きご健勝にてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

## ◎閉会

○議長(藤澤幸恵君) 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和7年第2回生坂村議会定例会を閉会とします。

○議長(藤澤幸恵君) なお、この後引き続き全員協議会を開催します。

第3会議室で行いますので、お集まりください。

○議長(藤澤幸恵君) 起立。礼。大変ご苦労様でした。

閉会 午前 11時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年6月17日

議長 森澤幸恵

署名議員 望月一樹

署名議員 鶴見幸之